

監査報告第6号

令和4年12月19日

財 務 定 期 監 査 結 果 報 告

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	藤 原 武 光
同	山 本 嘉 彦
同	よこはた 和 幸

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和4年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

I 監査の概要

第1 監査の対象

下記の局における主として令和3年度に執行された財務事務、経営に係る事業の管理及び一般行政事務を監査の対象とした。

- 1 区 役 所 (灘区、兵庫区、須磨区、垂水区、西区)
各 区 総 務 部 まちづくり課 (区選挙管理委員会事務局を含む)、市民課
須磨区 北須磨支所 市民課 (国保年金医療・介護保険関連を除く)
西 区 玉津支所 (国保年金医療及び保健福祉関連を除く)
- 2 選挙管理委員会事務局
- 3 人事委員会事務局 調査課、任用課
- 4 監査事務局 第1課、第2課、第3課
- 5 市会事務局 総務課、議事課、政策調査課

(所属の名称は、令和4年度における名称)

第2 監査の期間

令和4年8月12日～令和4年12月19日

第3 監査項目及び着眼点 (監査対象)

令和3年度の財務定期監査を踏まえ、リスク評価手続により、監査項目及び着眼点、監査の方法を設定した。

1 監査項目

財務事務では、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納・保管、財産（公有財産、物品、債権、基金）管理を監査項目とした。

経営に係る事業の管理では、対象の局で発見されるものを監査項目とした。

一般行政事務では、準公金を監査項目とした。

また、今年度の重点監査項目については、債権の管理状況とした。

2 着眼点

(1) 財務事務は、法令及び会計規則等に基づき適正に行われているか。

新型コロナウイルス感染症関連の財務事務は、適正に行われているか。

(2) 経営に係る事業の管理は、次の着眼点に照らして適正に行われているか。

ア 事業は、経済性、効率性、有効性の観点からみて、裁量権の逸脱、濫用はないか（3E 監査の観点）。

イ 事業の品質管理は、適切に行われているか。

ウ 他の会計との経費の負担区分は適正か。

(3) 一般行政事務では、

ア 準公金は、原則廃止の方針のもと、廃止できないものについては準公金会計処理要綱等に基づき適正に管理されているか。

イ 個人情報の取扱いに係る内部統制上の不備を把握し、整備又は運用上の改善がなされているか。

第4 監査の方法

1 設定の考え方

(1) 適正な事務処理の仕組みの確保

適正な根拠に基づいた事務処理の仕組みを確保する。そのため、実査で疑問に思うものは事務局に持ち帰り、検討を行うなど、最適な答えを探求する監査を実施することにより、質の高い監査を行う。

(2) 適正性の判断

不適正な事務とは法令等に違反する一定のものであるが、指摘事項は監査委員が取り上げて問題を具体的に摘示し、内部統制の整備・運用の観点から組織として解決すべき課題を明確にすることにより、事務の改善につなげていくものである。このため、何が指摘されなければならない不適正な事務であるかを整理して指摘していく。

(3) 不正への対処

不正とは、違法不当な利益を得るため他者を欺く意図的な行為である。地方公共団体の監査では、①法益を侵害する、②権限を逸脱、濫用する、③本来の統制を回避する、④市に損害をもたらす、⑤私的に流用する行為がないかについても確認する。

事務がこなせないため放置したり、隠したり、面倒を回避するために辻褄をあわせるために虚偽を重ねたり、公的な外形を整えて個人的な利益のために行動するという可能性もあるため、このような不正の有無についても監査の中で確認する。

2 実施方法（ペーパーレス監査）

監査項目を各局共通・横断的に確認していく。

実証手続は詳細テスト（*1）で行い、詳細テストは特定項目抽出（*2）による試査により抽出した書類の確認、関係職員への質問、実査で行う。

*1：監査対象の正否を証拠によって個別具体的に確認する手続。

*2：金額の重要な項目、潜在的に誤謬（*3）を含む可能性の高い項目、誤謬が存在すると影響の大きい項目などの特定の項目を設定し、母集団からその一部を抽出すること。

*3：一般的には、誤謬は、誤りないし間違いという意味で使われるが、会計や監査における誤謬とは、財務諸表の虚偽表示の原因となる意図的でない誤りを表す用語として使われている。

なお、電子決裁が原則となったことを受けて、平成 29 年度財務定期監査より、従来実施していた紙による監査に替えて、監査事務局各職員 P C で文書管理・電子決裁システムに集積された起案文書データを検証するとともに、システムで個別のデータも閲覧する。

3 監査実施上の除斥

細川明子監査委員は代表監査委員の職にあることから、監査事務局の監査において、地方自治法第 199 条の 2 の規定により同委員を除斥とする。

また、市会事務局の政務活動費の監査については、議長による内部統制の整備・運用状況を主眼として行う。同監査は、市会議員よこはた和幸監査委員の一身上に関する事件又は利害関係のある事件であると認められないことから、同委員を除斥としない。

II 監査の結果

第1 区役所（区選挙管理委員会事務局を含む）

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 収入に関する事務

ア 収入現金を適正に確認すべきもの

窓口で受領した多目的ホール等の使用料は、区役所内の銀行派出所の営業時間内であれば当日中に調定決議がなされ、払込みにより収納されるが、営業時間終了後となった場合、調定決議や払込みは翌営業日となる。この場合、翌営業日までの間、専用封筒に入れて金庫内で保管することとなっており、その専用封筒の表面には、受付日、受領金額、調定金額、差引額、納入日を記入する欄と点検者による押印欄が設けられている。それらの欄に記入及び押印されていることは確認できたが、検算をする複数の職員が押印する欄はなく、適正に検算されたのか確認することができなかった。（兵庫区まちづくり課）

現金等管理マニュアルによると、現金取扱時のチェックとして、

収入となる現金については、その日の集計分の締切後、複数の職員で検算し、根拠となる帳票類の記載額と一致しているかどうかを確認すること。

現金を金庫等で一時保管した場合は、当該現金を金融機関等へ入金する時、若しくは金融機関等の集金時、又は相手方へ交付する時に、再度、複数の職員で検算し、金額に間違いがないか確認すること。

と示されている。

現金の出納状況について、現金等管理マニュアルにある「現金の検算チェックシート」などを用い、複数の職員で確認していることを明確にするべきである。

イ 複写式領収証書を適正に作成すべきもの

参加費を受領するイベント時において、参加者に対し出納員領収証書を発行する際に、複写式の領収証書について両面カーボンを使用せず、原符と領収証書をそれぞれ手書きしていた。

（灘区まちづくり課）

現金取扱事務の手引（公金編）によると、出納員領収証書の発行の事務の流れとして「領収証書を発行するときは、片面カーボンでは、原符と領収証書に異なった金額を記入できるため、必ず両面カーボンを使用してください。」と示されている。

今回の事例のように、原符と領収証書をそれぞれ手書きすれば、両面カーボンを使用したときのように記入数値が原符の裏面にカーボンコピーされず、原符と同じ数値を記入した領収証書を交付したという証拠にはならない。

両面カーボンを正しく使用することにより、適正に複写式領収証書を作成するべきである。

(2) 支出に関する事務

ア 用務の前に適正に施行決議をするべきもの

令和3年7月18日に執行された兵庫県知事選挙に係るタクシー借上げ料（タクシーチケット利用分）について、支出負担行為登録された金額は44,630円で請求金額と同額であったため、確認したところ、7月12日付けで同登録の起案がなされ、8月3日に決裁されていた。

（灘区選挙管理委員会事務局）

地方自治法（以下「自治法」という。）第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定め、財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕は、「支出事務は、施行決議（予算の使用決定）に始まり、支出負担行為、支出決議、支出命令の審査及び支払といった一連の行為によって完結する。」と説明している。

当該支出負担行為の登録に係る7月12日以前に起案した施行決議は見当たらず、当該決裁が施行決議を兼ねていたと考えられるが、そうであるならば、用務日である7月18日までに決裁が済んでいなければならない。

また、登録された金額が請求金額と一致していたことから、7月18日の選挙ののちに請求書を受理し金額が確定してから日付を遡り支出負担行為登録がなされたと推察される。7月12日に起案し、これを施行決議とするのであれば、予定の金額で支出負担行為登録を行い、用務終了後に請求を受けて支払い、支出負担行為の確定登録をするべきである。仮に請求金額が予定金額を超えたとすれば、支出負担行為の額の訂正を行うべきである。

イ 見積書徴取後に施行決議及び発注をするべきもの

区役所前駐車場回数券の購入について、購入先より徴取した見積書の日付が令和3年4月9日であるにもかかわらず、一般支出負担行為登録及び物品購入に係る発注書の起案日が令和3年4月8日となっていた。

（兵庫区まちづくり課）

財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕によると、一般支出負担行為登録とは「原則として、金額及び債権者が確定した段階で作成し、施行決議に用いる。」とされており、また、専決調達事務処理マニュアル及びQ&A（以下「専決調達マニュアル」という。）にも事務処理の流れ（概要）として、「見積り→発注→納品・履行→検査→支払」と示されている。

見積書徴取後に施行決議及び発注をするべきである。

ウ 単価契約における発注から確定に至る手続きを適正に行うべきもの

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙に係る事務処理のうち、選挙公報ポスティング業務について、発注段階では数量が確定していないことから発注書には1部あたりの単価が記載されているだけであった。実績報告等による金額確定後、発注書の特記事項欄へ確定した項目及び確認日の記載、並びに所属長による確認印の押印をするべきところ、これがなされていなかった。

(兵庫区選挙管理委員会事務局)

専決調達マニュアルによると、発注の段階で数量や金額が確定していない場合の発注書の作成は、「時給単価や数量単価、店頭購入で金額が分からない場合など、発注段階で数量又は金額が確定できない契約は、『見積同時発注』を選択して、確定していない項目を空白で作成してください。確定後、速やかに空白部分及び確定日を手書きで追記し、所属長等に確認してもらい(特記事項欄に確認日及び確認印が必要)と同時に、支出負担行為書を作成してください。」と、解説されている。

専決調達マニュアルに沿って、確定した項目及び確認日の記載、並びに所属長による確認印の押印を行うべきである。

エ 補助金額の確定を行うべきもの

令和3年度の西区民スポーツまつり補助金において、計4団体から申請を受理審査し、補助金交付決定を通知していた。しかし、申請事業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により全て中止になり、補助金の支出がなかったことを理由に、補助金額の確定をしていなかった。

(西区まちづくり課)

神戸市補助金等の交付に関する規則第15条第1項は「市長等は、補助事業者等に、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに、補助事業等の成果を記載した実績報告書に次に掲げる書類を添えて、報告させなければならない。」と規定している。さらに、神戸市補助金等の交付に関する規則の手引き(令和3年2月改定)において、「実績報告書は、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金等交付の終了、是正措置のいずれをとるべきかを判断するために提出させるもの」であり、補助金額の確定とは、「最終的に交付すべき補助金等の金額に変更を加えるべきかどうか判断し、これを確定する清算手続きを意味します。」としている。

西区民スポーツまつり補助金交付要綱第9条にも補助事業の実績を報告しようとするときは、当該補助事業等の完了後、速やかに西区長まで実績報告書を提出する旨を規定している。

事業中止の場合であっても、補助金交付決定対象団体に対して同要綱に規定した実績報告書の提出を求め、これに基づく補助金額の確定を行うべきである。

(3) 契約に関する事務

ア 契約約款及び契約規則を遵守するべきもの

製造その他請負契約を締結した神戸新開地・喜楽館PR用オブジェ製作業務について、契約

の相手方より業務責任者の通知がなされていなかった。また、完成検査は行われていたが、主管課長による検査員の指定が行われておらず、決裁に検査員指定書が添付されていなかった。

(兵庫区まちづくり課)

製造その他請負契約約款第 19 条において、「乙（相手方）は、この契約の履行に関し、この契約の履行に係る責任者を選任し、甲（神戸市）にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。」とされている。製造その他請負契約約款の解説及び補足（令和 3 年 4 月 1 日改定）における同約款第 19 条の解説には、「適正な仕事の履行と請負人の独立性を確保するため、業務責任者を選任する。」と示されている。

また、神戸市契約規則（以下「契約規則」という。）第 59 条では、製造その他請負契約においても、「主管課長は、検査を行うときは、速やかに、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める者のうちから、検査員を指定しなければならない。」とされ、同条第 1 項第 3 号において「請負契約のうち工事に係るもの以外のものに係る検査は、所属職員を指定する。」とされている。

契約の相手方に契約約款を遵守するよう伝えるとともに、契約規則に基づく手続きを行うべきである。

イ 区長の権限に属する事務の専決規程に定める適正な決裁を得るべきもの

複数年契約の専決規程の決裁区分の適用において、次のような事例があった。

(ア) 区役所設備管理業務に関する請負契約（契約期間：R3. 4～R6. 3、契約額 21,384,000 円）に係る行財政局契約監理課への入札実施依頼（予算額通知書）を決定する決裁において、区長決裁とすべきところ課長決裁としていた。
(須磨区まちづくり課)

(イ) 区案内業務の労働者派遣契約（契約期間：R4. 4～R6. 3、想定経費総額 13,987,274 円）に係る専決契約の決裁において、部長決裁とすべきところ課長決裁としていた。
(垂水区まちづくり課)

(ウ) 明舞サービスコーナーに設置の証明書発行用キオスク端末の物品賃貸借契約（R3. 4～R8. 3、想定経費総額 4,546,080 円）に係る専決契約の決裁において、区長決裁とすべきところ課長決裁としていた。
(垂水区市民課)

複数年契約の専決規程の決裁区分の適用の解釈については、神戸市長の権限に属する事務の専決規程の手引き（令和 3 年 7 月改正）において、専決決裁の区分の判断について、「数年契約又は長期継続契約として契約するものについては、初年度（契約締結時）にその期間中の総額により決裁」するとしている。

区長の権限に属する事務の専決規程に定められた適正な決裁を得るべきである。

[参考] 区長の権限に属する事務の専決規程

(ア) 請負その他－「決定」	(イ) 労働者派遣契約	(ウ) 貸借－借入れ－「契約」
1,000万円以下 課長	1,000万円以下 課長	80万円以下 課長
2,000万円以下 部長	<u>2,000万円以下 部長</u>	<u>80万円超 区長</u>
<u>2,000万円超 区長</u>	2,000万円超 区長	

ウ 競争入札により物品購入をするべきもの

物品(備品)購入の契約に関する事務について、次のような事例があった。

(事例) 西区役所新庁舎の備品購入に係る専決契約

	件名	起案日 決裁日	発注日	納入期限	契約金額	契約業者
①	a. 4階健康教育室1会議イス	R4. 1. 21 R4. 1. 21	R4. 1. 21	R4. 2. 9	645,216円	A社
	b. 4階健康教育室2および倉庫用会議イス	R4. 1. 21 R4. 1. 21	R4. 1. 21	R4. 2. 9	887,172円	
	c. 4階健康教育室3・倉庫会議イス	R4. 1. 21 R4. 1. 21	R4. 1. 21	R4. 2. 9	873,730円	
①計					2,406,118円	
②	d. 4階健康教育室1机	R4. 1. 21 R4. 1. 21	R4. 1. 21	R4. 2. 9	716,496円	B社
	e. 4階健康教育室2および倉庫机	R4. 1. 21 R4. 1. 21	R4. 1. 21	R4. 2. 9	716,496円	
	f. 4階健康教育室3および受付机	R4. 1. 21 R4. 1. 21	R4. 1. 21	R4. 2. 9	582,153円	
②計					2,015,145円	
③	g. 1階市民課パーテーション追加	R4. 2. 1 R4. 2. 2	R4. 2. 2	R4. 3. 4	929,280円	A社
	h. 1階保険年金医療課パーテーション追加	R4. 2. 1 R4. 2. 2	R4. 2. 2	R4. 3. 4	887,700円	
③計					1,816,980円	

上記のとおり、3種類(①イス、②机、③パーテーション)の備品購入について、①をaからc、②をdからf、③をg及びhに分け同じ仕様書(仕様、形状、参考品番、納期等)で納入場所を搬入フロア又はエリアごとに各数量を指定し発注していた。いずれも発注予定額が少額随意契約(物品購入160万円以下)の範囲であることから、A社とB社の2者による見積合せにより、購入していた。(西区まちづくり課)

地方自治体の契約は原則として競争入札とし、自治法施行令第167条の2第1項第1号において、「予定価格が自治令別表第5に掲げる額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないもの」は随意契約によることができるとし、契約規則第25条の2第1項において、財産の買入れ(物品購入)について160万円と定めている。

新庁舎の各執務室における机、イス及び什器類等の購入については、先に行財政局契約監理課において備品単位(納入場所はエリア又はフロアを指定)で競争入札を行っており、上記契

約は当該競争入札による契約に含めておくべきものであったと考えられる。

また、今回①から③を追加で発注する場合には、特に①及び②の a から f の6件は、起案日、発注先への発注日及び納期限も同日となっており、実質的には1回の意思決定により行っている契約であることから合わせて1件とするか、納品場所ごとに分割せず、先の競争入札と同様に①から③の備品単位で1件の契約とすることなどが考えられる。

その場合、いずれも160万円を超える契約となるため、競争入札により物品購入をするべきである。

エ 変更後の契約に基づき適正に支払うべきもの

地域活動におけるICT活用支援事業(研修会の開催、ICT活用支援アドバイザーの派遣)の委託契約について、契約の締結後、事業の実施に際し実施団体からの要望等により、研修スタッフの増員や実施団体からの徴収金の見直しなど委託事業の内容及び委託料の精算方法に変更が生じていた。

しかし、受託者と合意形成を行い、「打合せ記録簿」を作成していたものの、これに伴う委託契約の変更契約は締結していなかった。(西区まちづくり課)

契約規則第36条において、「契約内容を変更しようとする場合は、速やかに変更契約書又は請書を提出させなければならない。」としている。

委託契約の内容に変更が生じた場合は、適正に変更契約を締結し、変更後の契約書に基づき委託料を支払うべきである。

(4) 財産管理に関する事務

ア 遺失物(拾得金)として適正に取り扱うべきもの

令和3年5月6日、証明書発行機(キオスク端末)の利用者より、「釣銭が多く出たが、同釣銭は自身のものではない。」との申出があり、当該現金850円を職員に預けて立ち去ったため、5月6日から5月17日の証明書発行機手数料である12,750円に、850円を加えた13,600円を調定額とする定例調定決議を5月18日に行っていた。(灘区市民課)

現金取扱事務の手引(公金編)では、庁舎に勤務する職員が遺失物を拾得した場合、速やかに、庁舎管理担当係へ提出するべきことなどを定めている。

今後、同様の事例において遺失物(拾得金)の権利が帰属するべき利用者が特定できないのであれば、直ちに市の占有物とするのではなく、遺失物(拾得金)として取り扱うべきである。

イ 郵便切手の適正な枚数管理を行うべきもの

令和3年10月執行の神戸市長選挙において、民間従事者へ送付する返信用封筒(報酬支払いに係る口座振込依頼書用)に貼付するため、令和3年9月29日に84円切手200枚を選挙管理委員会事務局職員が立替払により購入していた。その立替払の理由として、神戸市長選挙より先に、執行日の目途が立った同年10月執行の衆議院議員総選挙における従事者へ送付する

返信用封筒用に切手を使用したことなどにより、市長選挙用の切手の枚数が不足したことを挙げている。
(灘区選挙管理委員会事務局)

財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕は、「立替払とは、天災地変のときや公務出張中等において、緊急やむを得ない場合に、正規の手続をとることができないために、一時、職員が経費を立て替えて支払うことをいう。」と説明している。

しかし、令和3年度当初から衆議院議員総選挙と神戸市長選挙が行われることは分かっており、年間を通じて多数の84円切手が必要となることは予想できたと思われる。あらかじめ適正な枚数管理がなされていれば、立替払により購入する状況を招かずに済んだと考えられる。

あらかじめ適正な枚数管理を行うべきである。

ウ 借用物品を適正に管理するべきもの

戸籍窓口業務を支援するためのモバイルシステム「こまどtouch」を導入しているが、同システムを搭載したタブレット端末については、令和3年4月1日より2年間の物品賃貸借契約を締結している。その仕様は、タブレット端末に窓口支援機能や記載業務支援機能などの戸籍事務のノウハウを持たせ、届け出業務をサポートするものとなっている。タブレット端末は借用物品であるにもかかわらず、借用物品管理簿への記載及び借用物品番号票の付与がなされていなかった。
(兵庫区市民課)

神戸市物品会計規則第9条において、物品管理簿記載の省略ができるものの規定があり、借用物品については「借用期間が3か月以内である借用物品」に限られている。また、同規則第10条の2において、「物品管理者は、その使用中の借用物品に借用物品番号票を付けて整理しなければならない。」となっている。

同規則に基づき、適正に借用物品を管理するべきである。

○ 意見

(1) 団体運営費補助の見直しについて

兵庫区青少年育成協議会（以下「青少協」とする。）活動支援要綱第4条は、青少協活動補助金の種類及び額として下の表のとおり定めている。なお、行事補助金の対象となる行事は年間8行事まで、1行事あたりの補助上限額は20,000円とされている。

補助金の種類	補助対象経費	補助金額（上限）
運営活動補助金	兵庫区青少協の運営にかかる経費及び市活動支援要綱第8条第1項各号に定める活動にかかる経費	70,000円
行事補助金	市活動支援要綱第2条第2項に基づき兵庫区青少協が実施する行事にかかる経費	80,000円

表中の「市活動支援要綱」とは、青少協活動支援要綱を指し、同要綱第8条第1項各号は以下のとおり定めている。

交付を受けた補助金の対象となる経費は、青少協が主体となって当該年度内に実施する事業に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 青少年が主体的に参加できる地域ぐるみの体験・交流活動
- (2) 青少年が地域で安心して過ごせる環境づくり活動
- (3) 青少年の健全育成及び非行防止活動
- (4) 地域で青少年の育成活動を行っている団体等と連携・協力した活動
- (5) その他青少年育成に必要な活動

また、同要綱第2条第2項は、以下のとおり定めている。

青少協は、次代を担う青少年が夢と希望を持って自立と自己表現を図るとともに、社会への貢献を果たすよう、青少年の育成及び青少年を取り巻く環境づくりを進めていくことを目的とし、地域の実情に応じて必要な活動を行う。

ア 運営活動補助金から行事補助金への補填

(ア) A支部の収支決算書を確認すると、運営費として62,629円が計上され、行事費として87,556円(見守り活動25,438円、クリーン作戦20,854円、あいさつ運動21,264円、広報活動20,000円の4件の行事)が計上されていた。これに対し、運営活動補助金は70,000円(上限額)、行事補助金は80,000円(上限額)であった。行事補助金が行事費に満たなかったため、運営費と運営活動補助金の差額7,371円によって補填されていた。

	対象経費 (a)	補助金額 (b)	差額 (b-a)
運営活動補助金	62,629 円	70,000 円	7,371 円
行事補助金	87,556 円	80,000 円	△7,556 円

(イ) B支部の収支決算書を確認すると、運営費として9,280円が計上され、行事費として80,836円(安全マップ作成の1件の行事)が計上されていた。これに対し、運営活動補助金は70,000円(上限額)、行事補助金は20,000円(1行事の上限額)であった。行事補助金が行事費に満たなかったため、運営費と運営活動補助金の差額60,720円により補填されていた。

	対象経費 (a)	補助金額 (b)	差額 (b-a)
運営活動補助金	9,280 円	70,000 円	60,720 円
行事補助金	80,836 円	20,000 円	△60,836 円

(ウ) C支部の収支決算書を確認すると、運営費として2,438円が計上され、行事費として70,455円(入学祝い33,264円、卒業祝い5,280円、パトロール活動31,911円の3件の行事)が計上されていた。これに対し、運営活動補助金は27,613円、行事補助金は45,280円であった。

行事補助金が行事費に 25,175 円満たなかったため、運営費と運営活動補助金の差額 25,175 円により補填されていた。

	対象経費 (a)	補助金額 (b)	差額 (b-a)
運営活動補助金	2,438 円	27,613 円	25,175 円
行事補助金	70,455 円	45,280 円	△25,175 円

(エ) D支部の収支決算書を確認すると、運営費として 10,473 円が計上され、行事費として 273,576 円 (5 件の行事)。これに対し、運営活動補助金は 70,000 円 (上限額)、行事補助金は 80,000 円 (上限額) であった。行事補助金が行事費に満たなかったため、運営費と運営活動補助金の差額 59,527 円により補填されていた。

	対象経費 (a)	補助金額 (b)	差額 (b-a)
運営活動補助金	10,473 円	70,000 円	59,527 円
行事補助金	273,576 円	80,000 円	△193,576 円

いずれの事例も運営活動補助金から行事補助金に補填されているのが分かるが、その補填する基準が明確であるとは言い難い。仮に、運営活動補助金の上限額を超えない限り、どんな場合でも補填されるというのであれば、運営活動補助金と行事補助金を区別して、それぞれに上限額を設けることが意味をなさない。

また、前述のとおり、運営活動補助金は青少協の運営に係る経費のみならず活動に係る経費も対象にしており、行事に係る経費を専ら対象とする行事補助金と対象が一部重なっているように見える。申請のため予算書を作成し、また、事業終了後に収支報告書を作成する各支部の会計担当者は、どちらの補助金の対象経費に該当するか判断に迷うことが予想される。一方、審査する区の担当職員もその分類が妥当かどうか、地域団体と同様に判断に迷い、事務処理が煩雑になっているものと推察され、運営活動補助金と行事補助金という区別を設けることに重ねて疑問が生じる。

「補助金見直しガイドライン (平成 28 年 11 月)」は、「2. 団体運営費補助の原則廃止」として、次のように考え方を示している。

- ・団体運営費補助は、団体の公共性・公益性に着目した補助であり、補助金の使途が特定の事業に限定されず、補助基準や対象経費が曖昧になりがちであり、補助による効果がわかりにくい傾向がある。
- ・団体運営費補助は、原則として補助対象となる具体的な事業を明確にし、目的・使途を明確にした事業費補助へ切り替えること。

青少協活動補助金の運営活動補助金のうち、「兵庫区青少協の運営にかかる経費」に対する補助は、同ガイドラインによる団体運営費補助に該当すると考えられる。また、同補助金のうち、「市活動支援要綱第 8 条第 1 項各号に定める活動にかかる経費」に対する補助は、事業費補助たる行

事補助金に該当すると考えられる。

補助金が税金を原資としている以上、その交付に際して公正性、公平性、透明性が強く求められるが、制度や基準を簡単で分かりやすいものに変えることによって、透明性の確保と補助事業者及び市の負担の軽減を同時に実現することが可能であると思われる。

全区で統一の基準を設けている訳ではないが、他の区の要綱や事務の進め方を参考にしながら、行事補助金に基づく活動が活性化することを目指して、より活用しやすい制度にできるよう検討されたい。

(兵庫区まちづくり課)

第2 選挙管理委員会事務局

1 監査の結果

監査の結果、事務処理は適正に行われているものと認められた。

(再掲) 区選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局の内部統制の観点から、区選挙管理委員会事務局の監査の結果のうち改善を要する事項を再掲する。なお、神戸市・区選挙管理委員会における「選挙公報の未配布にかかる再発防止策について」(令和4年3月)は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において適正に遵守されていた。

1. 灘区選挙管理委員会事務局

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

ア 用務の前に適正に施行決議をするべきもの

令和3年7月18日に執行された兵庫県知事選挙に係るタクシー借上げ料(タクシーチケット利用分)について、支出負担行為登録された金額は44,630円で請求金額と同額であったため、確認したところ、7月12日付けで同登録の起案がなされ、8月3日に決裁されていた。

(灘区選挙管理委員会事務局)

地方自治法(以下「自治法」という。)第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定め、財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕は、「支出事務は、施行決議(予算の使用決定)に始まり、支出負担行為、支出決議、支出命令の審査及び支払といった一連の行為によって完結する。」と説明している。

当該支出負担行為の登録に係る7月12日以前に起案した施行決議は見当たらず、当該決裁が施行決議を兼ねていたと考えられるが、そうであるならば、用務日である7月18日までに決裁が済んでいなければならない。

また、登録された金額が請求金額と一致していたことから、7月18日の選挙ののちに請求書を受理し金額が確定してから日付を遡り支出負担行為登録がなされたと推察される。7月12日に起案し、これを施行決議とするのであれば、予定の金額で支出負担行為登録を行い、用務終了後に請求を受けて支払い、支出負担行為の確定登録をするべきである。仮に請求金額が予定金額を超えたとすれば、支出負担行為の額の訂正を行うべきである。

(2) 財産管理に関する事務

ア 郵便切手の適正な枚数管理を行うべきもの

令和3年10月執行の神戸市長選挙において、民間従事者へ送付する返信用封筒（報酬支払いにかかる口座振込依頼書用）に貼付するため、令和3年9月29日に84円切手200枚を選挙管理委員会事務局職員が立替払により購入していた。その立替払の理由として、神戸市長選挙より先に、執行日の目途が立った同年10月執行の衆議院議員総選挙における従事者へ送付する返信用封筒用に切手を使用したことなどにより、市長選挙用の切手の枚数が不足したことを挙げていた。（灘区選挙管理委員会事務局）

財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕は、「立替払とは、天災地変のときや公務出張中等において、緊急やむを得ない場合に、正規の手続をとることができないために、一時、職員が経費を立て替えて支払うことをいう。」と説明している。

しかし、令和3年度当初から衆議院議員総選挙と神戸市長選挙が行われることは分かっており、年間を通じて多数の84円切手が必要となることは予想できたと思われる。あらかじめ適正な枚数管理がなされていれば、立替払により購入する状況を招かずに済んだと考えられる。

あらかじめ適正な枚数管理を行うべきである。

2. 兵庫区選挙管理委員会事務局

○ 指 摘 事 項

(1) 支出に関する事務

ア 単価契約による施行決議を適正に行うべきもの

令和3年7月18日執行の兵庫県知事選挙に係る事務処理のうち、選挙公報ポスティング業務について、発注段階では数量が確定していないことから発注書には1部あたりの単価が記載されているだけであった。実績報告等による金額確定後、発注書の特記事項欄へ確定した項目及び確認日の記載、並びに所属長による確認印の押印をするべきところ、これがなされていなかった。（兵庫区選挙管理委員会事務局）

専決調達事務処理マニュアル及びQ&Aによると、発注の段階で数量や金額が確定していない場合の発注書の作成は、「時給単価や数量単価、店頭購入で金額が分からない場合など、発注段階で数量又は金額が確定できない契約は、『見積同時発注』を選択して、確定していない項目を空白で作成してください。確定後、速やかに空白部分及び確認日を手書きで追記し、所属長等に確認してもらおう（特記事項欄に確認日及び確認印が必要）と同時に、支出負担行為書を作成してください。」と、解説されている。

同マニュアル及びQ&Aに沿って、確定した項目及び確認日の記載、並びに所属長による確認印の押印を行うべきである。

第3 人事委員会事務局

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

ア 用務の前に施行決議をするべきもの

令和3年9月15日に採用予定者懇談会を開催するため、8月13日に会議場使用申込書を提出したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により懇談会を開催することができなくなり、会議場の借上げをキャンセルしたため、その時点でキャンセル料が発生した。9月3日付けでキャンセル料187,250円の請求書を受理し、同請求額について9月7日に一般支出負担行為登録及び施行決議を行い、9月24日に支払われていた。ところが、申込書を提出した時点では、支出負担行為登録も施行決議も行われていなかった。(任用課)

地方自治法第232条の3は「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と定め、財務会計事務の手引き〔改訂第13版〕は、「支出事務は、施行決議（予算の使用決定）に始まり、支出負担行為、支出決議、支出命令の審査及び支払といった一連の行為によって完結する」と説明している。

会議場使用申込書を提出する際、申込書案を示して簡易な決裁は行われており、添付資料には、施設使用料やキャンセル料についての一般的な記載はあったものの、今回の申し込みによる使用料がいくらかかるのか、また、キャンセル料がいくらになるのかは、明記されていなかった。この時点で、適正に施行決議（予算の使用決定）がなされたとは言えない。

申込書を提出する前に支出負担行為登録又は施行決議をするべきである。

(2) 契約に関する事務

ア 契約決裁に契約保証金の納付を免除する理由を記載するべきもの

令和3年4月1日、令和3年度職員採用試験の適性検査におけるテストセンター開設及び問題提供・採点に係る委託契約（委託期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日）を締結した。委託料は14,769,700円だったが、委託契約約款第3条に基づく契約保証金は免除されていた。しかし、契約決裁に免除する旨が記載されず、また、その判断の根拠資料も保存されていなかった。(任用課)

神戸市契約規則第25条は、契約金額が1,000万円未満の契約をするときや、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないときなど、契約保証金を免除できる場合を限定列挙している。また、委託契約に関する解説及び記載例（令和4年5月～）の委託契約書頭書記載例には、

「契約保証金を免除する場合は『免除』、履行保証保険契約の証書が提出された場合は『履行保証保険』のように記載する（免除理由の付記は不要）。また、契約決裁においてその旨記載し、その判断の根拠資料を文書で保存すること。」と解説している。

本件については、落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと判断され、契約保証金の納付を免除する理由があるのであれば、契約決裁に免除する理由と根拠規定を記載し、その判断の根拠資料がある場合は当該資料を保存すべきである。

第4 監査事務局

1 監査の結果

監査の結果、事務処理は適正に行われているものと認められた。

第5 市会事務局

1 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

ア 実績報告書を提出させ補助金額の確定を適正に行うべきもの

補助金交付事務において、神戸市補助金等の交付に関する規則（以下「補助金等規則」という。）に規定された実績報告がない事例や補助金額の確定をしていない事例があった。

(ア) 神戸市会議員厚生会補助金

神戸市会議員厚生会補助金交付要綱第8条には「厚生会は、補助対象事業の終了後速やかに実績報告書及び収支報告書（様式5号）を市長に提出するものとする。」と定めている。しかし、令和3年度同補助金の交付について、令和4年4月11日付けで収支報告書を提出していたものの、実績報告書を提出していなかった。また、同要綱第9条には「市長は、前条の規定による実績報告を受け、必要な審査を行い、補助金の交付額の確定を行ったときは、神戸市会議員厚生会補助金額確定通知書（様式第6号）により厚生会に通知するものとする。」と定めているが、不用額507,268円の戻入調定決議を同年4月11日に行い、4月13日に精算しているものの、交付額の確定を行っておらず、また、確定通知書により厚生会に通知していなかった。

（総務課）

(イ) 市会庶務業務に関する交付金

市会庶務業務に関する交付金要綱第10条には「交付金を受けた会派は、当該年度の終了後（年度途中で交付の対象外となった場合は、対象外となった日後）速やかに実績報告書及び収支報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。」と定めている。しかし、令和2年度市会庶務業務職員に関する交付について、令和3年4月19日までに収支報告書を提出していたものの、実績報告書を提出していなかった。なお、同交付金要綱第11条に基づく交付額の確定はなされており、また、交付金交付額確定通知書（様式第7号）により会派に通知されていた。

（総務課）

補助金等規則第15条第1項は「市長等は、補助事業者等に、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、補助事業等の成果を記載した実績報告書に次に掲げる書類を添えて、報告させなければならない。」と規定している。また、補助金等規則第16条第1項は「市長等は、前条第1項の規定による報告を受けた場合（同条第3項第2号に該当する補助金等にあつては、補助事業等の実績を確認した場合。以下同じ。）においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認め

るときは、補助金等の交付額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」と規定している。

一方、神戸市補助金等の交付に関する規則の手引き（令和3年2月改定）において、実績報告書は、「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金等交付の終了、是正措置のいずれをとるべきかを判断するために提出させるもの」であり、補助金等の額の確定とは、「最終的に交付すべき補助金等の金額に変更を加えるべきかどうか判断し、これを確定する清算手続きを意味」するとしている。さらに、補助金等規則第16条第2項に「市長等は、確定した補助金等の交付額が、補助金等の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。」との規定があるが、「額確定の通知を省略する場合でも、省略できるのは『通知をすること』のみであり、補助金額を確定したことの意思決定（決議）は必要です。」という解釈を示している。

事業終了後、実績報告書を提出させるべきである。また、実績報告を受けたのち速やかに、補助金額の確定を行うべきであり、金額の変更があった場合は、厚生会又は各会派に通知をするべきである。

イ 納品検査の検査員を適正に指定するべきもの

事務用品の購入に際して、係長職員がいるにもかかわらず、担当職員を検査員としている例が多数あった。 (総務課)

専決調達事務処理マニュアル及びQ&A（令和4年7月1日～）は、「検査員は、主管課長が所属の係長級職員の中から検査員を指定します。普段検査員となっている係長級職員が不在で、事業所等で検査員となる係長級が他にいない場合は、担当職員を検査員に指定することができます（課長は不可）。」と解説している。

適正に係長級職員を検査員に指定するべきである。

(2) 契約に関する事務

ア 次年度以降にわたる契約を適正に行うべきもの

市会バス駐車場賃貸借契約について、契約期間は平成29年4月1日から翌年3月31日までとし、契約期間満了の1か月前までに当事者の一方から書面による解約の申出がない場合は、同条件で1年間継続し、以降も同様とする旨の条項（以下「自動更新条項」という。）を付していた。 (総務課)

地方自治法（以下「自治法」という。）第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」とされている。また、「神戸市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」の事務取扱い（平成30年12月20日改正）では、下記のとおり規定されている。

(1)趣旨

長期継続契約は、予算単年度主義の例外として、各年度における予算の範囲内でその給付を受けることを条件に、債務負担行為を予算で定めることなく、翌年度以降にわたり契約を締結することができるものである。

(3)留意事項

① 契約の変更や解除について

長期継続契約は、翌年度以降の歳出予算を拘束する債務負担行為に基づく複数年契約と違い、当該契約に基づく債務については、翌年度以降の歳出予算が保証されない。そのため、予算が変更・削減された場合は、契約の変更や解除を行うことになる。

後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項の設定をすることはできないため、①毎年、年度ごとに契約を締結するか、②複数年で契約して自治法第 214 条に従い債務負担行為を設定するか、③自治法第 234 条の 3 に規定される長期継続契約の対象となるため、複数年で「翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の条項を付して長期継続契約とするか、いずれかの方法によるべきである。

イ 契約約款及び契約規則を遵守すべきもの

製造その他請負契約を締結した市会図書館総合管理システム保守点検業務について、契約の相手方より業務責任者の通知がなされていなかった。また、完成検査は行われていたが、主管課長による検査員の指定が行われておらず、決裁に検査員指定書が添付されていなかった。

(政策調査課)

製造その他請負契約約款第 19 条において、「乙（相手方）は、この契約の履行に関し、この契約の履行に係る責任者を選任し、甲（神戸市）にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。」とされている。製造その他請負契約約款の解説及び補足（令和 3 年 4 月 1 日改正）による第 19 条の解説には、「適正な仕事の履行と請負人の独立性を確保するため、業務責任者を選任する。」と示されている。

また、神戸市契約規則第 59 条では、製造その他請負契約においても、「主管課長は、検査を行うときは、速やかに、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める者のうちから、検査員を指定しなければならない。」とされ、同条第 1 項第 3 号において「請負契約のうち工事に係るもの以外のものに係る検査は、所属職員を指定する」とされている。

契約の相手方に契約約款を遵守するよう伝えるとともに、契約規則に基づく手続きを行うべきである。

○ 意見

(1) 補助金交付決定における適切な審査体制について

令和 3 年度神戸市会議員厚生会補助金について、神戸市会議員厚生会（事務局：市会事務局に

設置)からの申請に基づき、神戸市が交付決定を行っている。同厚生会による施行決議「神戸市会議員厚生会への市補助金交付申請について(令和3年4月から翌年3月分)」の決裁ルートを確認すると、市会事務局総務課担当者が起案し、総務係長、総務課長、市会事務局次長、市会事務局長、議員厚生会副会長(市会副議長)の承認を経て、議員厚生会会長(市会議長)が決裁者となっていた(令和3年4月1日起案、同日決裁)。また、同申請書を受理し審査をする立場である市会事務局による交付決定の決裁ルートを確認すると、同じく市会事務局総務課担当者が起案し、総務係長、総務課長、市会事務局次長の承認を経て、市会事務局長が決裁者となっていた(令和3年4月1日起案、同日決裁)。

補助金等規則第6条第1項は、「市長等は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付することが適当であると認めたときは、速やかに、補助金等の交付の決定をするものとする。」と定めている。また、補助金等規則第6条第3項は、「市長等は、第1項の調査により補助金等の交付を不相当と認めるときは、速やかに補助金等の交付を申請した者(以下「申請者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。」と定めている。

補助金の交付決定には客観的な審査が必要とされるが、同補助金の事務処理は、同厚生会としての申請に至る意思決定に携わる職員と、その申請書を受理し内容を審査する職員が同一である。申請時に一度決定した内容を、交付決定時において同一職員が「不相当と認める」ことがあるとは考えにくい。

本当に客観的な審査を行うことができるのか、市民から疑念を抱かれることがないように、補助金の申請を起案する課と審査を行う課を分けるなど、適切な審査の体制を整えられたい。

(総務課)

財政援助団体等監査結果報告
〔株式会社神戸商工貿易センター〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

株式会社神戸商工貿易センター（以下「会社」という。）における出納その他の事務で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年8月26日～令和4年12月19日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

会社は、昭和42年神戸開港100年を記念するとともに、国際港都神戸の貿易や海運等、経済関係の主要機能の充実、及びこれら相互の有機的連携をはかるため、神戸商工貿易センタービル（以下「貿易センタービル」という。）を建設し、その管理及び運営を行うことを目的として、昭和42年8月に設立された。

その後、平成10年12月に神戸サンボーホールを買い取り、管理運営業務を開始するとともに、平成12年4月には、神戸ファッションマート（以下「ファッションマート」という。）の土地・建物を、議会の議決を得て神戸市から無償で借受けるとともに、建物内装等の営業用資産を前事業者から買い取り、管理運営業務を開始した。

(2) 神戸市との関係

ア 出資

会社の資本金は15億円であり、神戸市は、7億5,000万円（出資率50%）を出資している。

イ 職員数

令和4年7月1日現在の職員数は30人であり、そのうち神戸市派遣職員（再任用職員は除く）は1人である。

(3) 事業の概要

会社及び事業所の所在地は、第1表のとおりである。

事業所	所在地
会社（神戸商工貿易センタービル）	中央区浜辺通5丁目1番14号
神戸サンボーホール	中央区浜辺通5丁目1番32号
神戸ファッションマート	東灘区向洋町中6丁目9番地

会社の主な事業は、貿易センタービル、神戸サンボーホール及びファッションマートにおける、貸室管理運営事業、駐車場管理運営事業、会場管理運営事業であり、主な業務量の比較は第2表のとおりである。

第 2 表 業 務 量 の 比 較

項 目		令和3年度	令和2年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率	
貿易 セン ター ビル	貸室管理運営事業	年度末入居社数	96社	94社	2社	2.1%
		平均入居率	96.0%	98.1%	△2.1%	△2.1%
	駐車場管理運営事業 月 間 貸	年度末契約台数	95台	96台	△1台	△1.0%
		年間利用台数	31,094台	31,314台	△220台	△0.7%
	会場管理運営事業 会議室管理運営事業	年間利用件数	892件	599件	293件	48.9%
ファ ッ シ ョ ン マ ー ト	貸室管理運営事業	年度末入居社数	274社	253社	21社	8.3%
		平均入居率	82.9%	82.8%	0.1%	0.1%
	駐車場管理運営事業 月 間 貸	年度末契約台数	248台	220台	28台	12.7%
		会場管理運営事業 展示場管理運営事業	年間利用件数	592件	813件	△221件
	会議室管理運営事業		年間利用件数	328件	303件	25件

※神戸サンポーホールは、平成27年1月から一棟貸しの運営形態に変更。

※ファッションマートの駐車場の一般区画（時間貸）は平成29年5月から外部への管理運営委託に変更。

(4) 経営状況と財政状態

ア 経営状況

経営状況は、第3表のとおりである。なお、消費税処理は税抜処理である。

令和3年度の経常収益は21億8,917万円であるのに対し、経常費用は16億7,575万円であった。

経常収益は前年度に比べ6,232万円減少した。これは、主として、デザイン・クリエイティブセンター神戸の指定管理業務が令和2年度末で終了したことに伴い、指定管理料収入が減少したことによる。

経常費用は前年度に比べ38万円増加した。これは主として、デザイン・クリエイティブセンター神戸の指定管理業務に係る経費が減少したものの、修繕維持費が増加したことによる。

経常収益は減少し、経常費用は増加したことから、経常利益は前年度に比べ6,271万円減少し、5億1,341万円となっている。ここから特別損失である固定資産除却損を差引き、法人税等を控除した当期純利益は3億5,521万円の前年度に比べ7,043万円減少している。

事業別の経常利益は、貿易センタービルでは2億2,480万円、ファッションコートでは2億8,860万円となっている。

第 3 表 比較損益計算書

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
収益の部						
営業収益 (a)	2,171,993	99.2	2,246,174	99.8	△ 74,180	△ 3.3
貸室収入	1,819,448	83.1	1,823,050	81.0	△ 3,601	△ 0.2
駐車場収入	120,528	5.5	115,022	5.1	5,505	4.8
展示場収入	164,976	7.5	164,752	7.3	223	0.1
会議室収入	23,239	1.1	20,549	0.9	2,689	13.1
その他営業収入	43,801	2.0	122,799	5.5	△ 78,998	△ 64.3
営業外収益	17,176	0.8	5,320	0.2	11,856	222.9
受取利息及び配当金	362	0.0	400	0.0	△ 38	△ 9.6
雑収入	16,814	0.8	4,919	0.2	11,894	241.8
経常収益 (A)	2,189,170	100.0	2,251,494	100.0	△ 62,324	△ 2.8
費用の部						
営業費用 (b)	1,657,648	98.9	1,661,067	99.1	△ 3,418	△ 0.2
租税公課	69,456	4.1	69,870	4.2	△ 414	△ 0.6
水道光熱費	358,384	21.4	348,651	20.8	9,732	2.8
維持管理委託費	419,107	25.0	418,546	25.0	560	0.1
修繕維持費	154,861	9.2	107,193	6.4	47,667	44.5
減価償却費	232,721	13.9	226,977	13.5	5,743	2.5
一般管理費	302,403	18.0	323,153	19.3	△ 20,750	△ 6.4
その他営業費用	120,715	7.2	166,674	9.9	△ 45,959	△ 27.6
営業外費用	18,106	1.1	14,300	0.9	3,805	26.6
支払利息	11,594	0.7	14,300	0.9	△ 2,706	△ 18.9
雑支出	6,512	0.4	—	—	6,512	皆増
経常費用 (B)	1,675,754	100.0	1,675,367	100.0	387	0.0
経常利益 (C=A-B)	513,415	—	576,127	—	△ 62,711	△ 10.9
特別利益 (D)	—	—	39,659	—	△ 39,659	皆減
固定資産税還付金	—	—	39,659	—	△ 39,659	皆減
特別損失 (E)	251	—	517	—	△ 266	△ 51.4
固定資産除却損	251	—	517	—	△ 266	△ 51.4
税引前当期純利益 (F=C+D-E)	513,164	—	615,268	—	△ 102,104	△ 16.6
法人税、住民税及び事業税 (G)	154,844	—	184,822	—	△ 29,977	△ 16.2
法人税等調整額 (H)	3,106	—	4,794	—	△ 1,687	△ 35.2
当期純利益 (I=F-G-H)	355,212	—	425,651	—	△ 70,438	△ 16.5
前期繰越利益剰余金 (J)	562,516	—	486,365	—	76,151	15.7
別途積立金の積立 (K)	400,000	—	300,000	—	100,000	33.3
剰余金の配当等 (L)	49,500	—	49,500	—	0	0.0
繰越利益剰余金 (M=I+J-K-L)	468,229	—	562,516	—	△ 94,287	△ 16.8
営業収支比率 (a/b×100)	131.0	—	135.2	—	△ 4.2	—
経常収支比率 (A/B×100)	130.6	—	134.4	—	△ 3.8	—

【 参 考 】 事 業 別 比 較 損 益 計 算 書 (貿易センタービル)

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
収益の部						
営業収益	1,010,050	99.7	1,070,031	99.6	△ 59,980	△ 5.6
貸室収入	850,947	84.0	858,972	79.9	△ 8,024	△ 0.9
駐車場収入	47,272	4.7	46,613	4.3	659	1.4
展示場収入	84,230	8.3	65,569	6.1	18,660	28.5
会議室収入	11,064	1.1	8,710	0.8	2,353	27.0
その他営業収入	16,536	1.6	90,166	8.4	△ 73,629	△ 81.7
営業外収益	3,184	0.3	4,569	0.4	△ 1,384	△ 30.3
受取利息及び配当金	115	0.0	132	0.0	△ 16	△ 12.7
雑収入	3,069	0.3	4,437	0.4	△ 1,367	△ 30.8
経常収益 (A)	1,013,235	100.0	1,074,600	100.0	△ 61,365	△ 5.7
費用の部						
営業費用	776,831	98.5	777,726	98.2	△ 894	△ 0.1
租税公課	61,411	7.8	61,762	7.8	△ 351	△ 0.6
水道光熱費	130,307	16.5	120,162	15.2	10,144	8.4
維持管理委託費	175,555	22.3	176,773	22.3	△ 1,218	△ 0.7
修繕維持費	97,176	12.3	54,408	6.9	42,768	78.6
減価償却費	176,199	22.3	171,522	21.7	4,676	2.7
一般管理費	132,599	16.8	139,708	17.6	△ 7,109	△ 5.1
その他営業費用	3,582	0.5	53,387	6.7	△ 49,805	△ 93.3
営業外費用	11,594	1.5	14,300	1.8	△ 2,706	△ 18.9
支払利息	11,594	1.5	14,300	1.8	△ 2,706	△ 18.9
経常費用 (B)	788,425	100.0	792,026	100.0	△ 3,600	△ 0.5
経常利益 (C=A-B)	224,809	-	282,574	-	△ 57,764	△ 20.4
特別利益 (D)	-	-	39,659	-	△ 39,659	皆減
固定資産税還付金	-	-	39,659	-	△ 39,659	皆減
特別損失 (E)	175	-	65	-	109	166.1
固定資産除却損	175	-	65	-	109	166.1
税引前当期純利益 (F=C+D-E)	224,634	-	322,167	-	△ 97,533	△ 30.3

【 参 考 】 事 業 別 比 較 損 益 計 算 書 (ファッションマート)

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
収益の部						
営業収益	1,161,943	98.8	1,176,143	99.9	△ 14,200	△ 1.2
貸室収入	968,500	82.4	964,078	81.9	4,422	0.5
駐車場収入	73,256	6.2	68,409	5.8	4,846	7.1
展示場収入	80,745	6.9	99,182	8.4	△ 18,436	△ 18.6
会議室収入	12,175	1.0	11,839	1.0	336	2.8
その他営業収入	27,264	2.3	32,633	2.8	△ 5,368	△ 16.5
営業外収益	13,992	1.2	750	0.1	13,241	ほぼ皆増
受取利息	247	0.0	268	0.0	△ 21	△ 8.0
雑収入	13,745	1.2	482	0.0	13,262	ほぼ皆増
経常収益 (A)	1,175,935	100.0	1,176,894	100.0	△ 958	△ 0.1
費用の部						
営業費用	880,816	99.3	883,341	100.0	△ 2,524	△ 0.3
租税公課	8,044	0.9	8,107	0.9	△ 63	△ 0.8
水道光熱費	228,077	25.7	228,489	25.9	△ 412	△ 0.2
維持管理委託費	243,552	27.4	241,772	27.4	1,779	0.7
修繕維持費	57,684	6.5	52,785	6.0	4,899	9.3
減価償却費	56,521	6.4	55,454	6.3	1,067	1.9
一般管理費	169,804	19.1	183,444	20.8	△ 13,640	△ 7.4
その他営業費用	117,132	13.2	113,286	12.8	3,845	3.4
営業外費用	6,512	0.7	-	-	6,512	皆増
雑支出	6,512	0.7	-	-	6,512	皆増
経常費用 (B)	887,328	100.0	883,341	100.0	3,987	0.5
経常利益 (C=A-B)	288,606	-	293,552	-	△ 4,946	△ 1.7
特別損失 (D)	76	-	451	-	△ 375	△ 83.1
固定資産除却損	76	-	451	-	△ 375	△ 83.1
税引前当期純利益 (E=C-D)	288,529	-	293,100	-	△ 4,571	△ 1.6

イ 財政状態

財政状態は、第4表のとおりである。

会社の資産は土地及び建物等の有形固定資産が大部分を占めており、その主なものは、貿易センタービルの土地及び建物である。なお、ファッションマートの土地及び建物については、営業用資産を除いて神戸市が所有している。

令和3年度末の資産は95億253万円で、現金及び預金の増等により、前年度末に比べ1億6,075万円増加している。負債は20億9,830万円で、長期借入金や未払法人税等の減等により前年度末に比べ1億4,945万円減少している。純資産は74億422万円で、利益剰余金の増により3億1,021万円増加している。

なお、令和3年6月にファッションマート開業30周年の記念配当として、1株あたり300円、配当総額4,500万円の期末配当が行われたほか、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、4億円を別途積立金へ振り替える剰余金処分が行われた。

資産では、固定資産である貿易センタービル等の土地及び建物で全体の62.4%を占め、次いで流動資産である現金及び預金が31.5%となっている。

負債については固定負債である受入敷金保証金が全体の10.2%となっている。

第 4 表 比較貸借対象表

(単位 金額：千円、比率：%)

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 率	金 額	構 成 率		
資 産	9,502,532	100.0	9,341,779	100.0	160,753	1.7
I 流 動 資 産	3,068,318	32.3	2,917,254	31.2	151,063	5.2
1 現 金 及 び 預 金	2,995,127	31.5	2,853,452	30.5	141,675	5.0
2 営 業 未 収 入 金	50,775	0.5	48,305	0.5	2,469	5.1
3 前 払 費 用	5,637	0.1	5,861	0.1	△ 223	△ 3.8
4 未 収 消 費 税 等	6,459	0.1	—	—	6,459	皆増
5 そ の 他 流 動 資 産	14,139	0.1	10,235	0.1	3,904	38.1
6 貸 倒 引 当 金	△ 3,820	△ 0.0	△ 600	△ 0.0	△ 3,220	△ 536.8
II 固 定 資 産	6,434,214	67.7	6,424,525	68.8	9,689	0.2
1 有 形 固 定 資 産	6,059,285	63.8	6,053,601	64.8	5,684	0.1
(1) 建 物	2,775,518	29.2	2,747,871	29.4	27,647	1.0
(2) 構 築 物	54,476	0.6	63,070	0.7	△ 8,594	△ 13.6
(3) 器 具 備 品	65,862	0.7	75,495	0.8	△ 9,633	△ 12.8
(4) 土 地	3,158,914	33.2	3,158,914	33.8	0	0.0
(5) 建 設 仮 勘 定	4,514	0.0	8,249	0.1	△ 3,735	△ 45.3
2 無 形 固 定 資 産	3,478	0.0	3,674	0.0	△ 195	△ 5.3
(1) ソ フ ト ウ ェ ア	260	0.0	456	0.0	△ 195	△ 42.9
(2) 電 話 加 入 権	3,217	0.0	3,217	0.0	0	0.0
3 投 資 そ の 他 の 資 産	371,450	3.9	367,249	3.9	4,200	1.1
(1) 投 資 有 価 証 券	5,249	0.1	5,249	0.1	0	0.0
(2) 長 期 預 金	100,000	1.1	100,000	1.1	0	0.0
(3) 繰 延 税 金 資 産	108,501	1.1	111,608	1.2	△ 3,106	△ 2.8
(4) 差 入 敷 金 保 証 金	5	0.0	1,240	0.0	△ 1,235	△ 99.6
(5) 長 期 前 払 費 用	157,694	1.7	149,151	1.6	8,542	5.7
(6) 長 期 滞 り 債 権	2,253	0.0	5,480	0.1	△ 3,226	△ 58.9
(7) 貸 倒 引 当 金	△ 2,253	△ 0.0	△ 5,480	△ 0.1	3,226	58.9
負 債 ・ 純 資 産	9,502,532	100.0	9,341,779	100.0	160,753	1.7
負 債	2,098,303	22.1	2,247,762	24.1	△ 149,459	△ 6.6
I 流 動 負 債	493,351	5.2	570,286	6.1	△ 76,935	△ 13.5
1 営 業 未 払 金	108,263	1.1	92,991	1.0	15,272	16.4
2 一 年 以 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	116,240	1.2	116,240	1.2	0	0.0
3 未 払 金	10,497	0.1	16,294	0.2	△ 5,797	△ 35.6
4 未 払 費 用	1,908	0.0	1,933	0.0	△ 25	△ 1.3
5 未 払 法 人 税 等	69,680	0.7	112,365	1.2	△ 42,685	△ 38.0
6 未 払 消 費 税 等	—	—	37,285	0.4	△ 37,285	皆減
7 未 払 事 業 所 税	8,197	0.1	8,197	0.1	0	0.0
8 前 受 金	163,792	1.7	162,098	1.7	1,694	1.0
9 預 り 金	2,291	0.0	10,139	0.1	△ 7,847	△ 77.4
10 賞 与 引 当 金	12,480	0.1	12,740	0.1	△ 260	△ 2.0
II 固 定 負 債	1,604,952	16.9	1,677,476	18.0	△ 72,523	△ 4.3
1 長 期 借 入 金	321,460	3.4	437,700	4.7	△ 116,240	△ 26.6
2 受 入 敷 金 保 証 金	966,980	10.2	922,928	9.9	44,052	4.8
3 退 職 給 付 引 当 金	84,370	0.9	87,929	0.9	△ 3,559	△ 4.0
4 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3,820	0.0	3,340	0.0	480	14.4
5 環 境 対 策 引 当 金	106,353	1.1	106,353	1.1	0	0.0
6 資 産 除 去 債 務	121,968	1.3	119,225	1.3	2,742	2.3
純 資 産	7,404,229	77.9	7,094,016	75.9	310,212	4.4
I 株 主 資 本	7,404,229	77.9	7,094,016	75.9	310,212	4.4
1 資 本 金	1,500,000	15.8	1,500,000	16.1	0	0.0
2 利 益 剰 余 金	5,904,229	62.1	5,594,016	59.9	310,212	5.5
(1) 利 益 準 備 金	36,000	0.4	31,500	0.3	4,500	14.3
(2) そ の 他 利 益 剰 余 金	5,868,229	61.8	5,562,516	59.5	305,712	5.5
ア 別 途 積 立 金	5,400,000	56.8	5,000,000	53.5	400,000	8.0
イ 繰 越 利 益 剰 余 金	468,229	4.9	562,516	6.0	△ 94,287	△ 16.8
(うち当期純利益)	(355,212)	—	(425,651)	—	(△ 70,438)	(△ 16.5)

(5) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制は、第5表のとおりである。

なお、会社法第362条第5項に基づき、この体制に関する基本方針を平成18年6月取締役会で決定（平成27年11月の取締役会にて変更）している。

第5表 業務の適正を確保するための体制

項目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・社外取締役選任による取締役会の監視・監督機能の充実	年5回実施（令和3年度）
	・コンプライアンス基本規程	平成18年10月施行
	・内部通報窓口取扱規程	令和3年4月施行
	・会計監査人による監査	年間延約50日実施
	・常勤監査役による監査	決裁書その他重要書類の閲覧、取締役会・経営会議等への出席、内部監査その他必要事項のヒアリング
	・内部監査(自主監査)の実施	自主監査年1回実施
	・総務部におけるコンプライアンスの取組	質セン・マートの各総務部を担当部局とし、各総務部長を責任者としている。必要があれば、弁護士相談等に対応予定。
	・顧問弁護士への相談	顧問契約を結び法律相談を行っている。 (相談件数) 質セン：令和2年度9件、3年度15件。 マート：令和2年度1件、3年度6件。
・コンプライアンスに関する啓発・研修	令和3年9月に研修実施。また、適宜、資料回覧研修を実施した。管理職向けハラスメント防止研修を令和4年8月実施。	
情報の保存及び管理	・文書管理規程	平成14年4月施行 令和4年7月最終改正
	・情報公開規程及び施行細則	平成14年4月施行 令和3年4月最終改正(施行規則)
	・個人情報の保護に関する規程	平成17年4月施行
	・特定個人情報等取扱規程	平成28年1月施行
	・情報セキュリティポリシー	平成21年8月施行 令和4年7月最終改正
	・電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程	令和4年1月施行
	・情報セキュリティに関する啓発	令和4年8月に自主監査と併せて実施
損失の危険の管理	・損失の危険の管理に関する行動指針	平成22年4月施行
	・防災に関する規程(防災計画、災害対応マニュアル)、消防計画	防災に関する規程：平成26年3月施行 消防計画：令和4年4月改正(質セン) 令和4年4月改正(マート) 消防訓練：年2回実施(質セン・マートごと) 情報伝達訓練：年1回実施(質セン・マートごと)
	・事業継続計画(BCP)	質セン：平成29年3月策定 マート：平成29年7月策定
	・情報安全性向上のため会計・請求システム全社一元化	会計：平成16年4月 請求：平成17年4月
	・情報セキュリティポリシー(再掲)	平成21年8月施行 令和4年7月最終改正
	・損失の危機管理の取組	質セン・マートの各部を担当部局とし、各部長を責任者としている。重大な事故や災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、対策本部を設置して対応している。
	・情報セキュリティに関する啓発(再掲)	令和4年8月に自主監査と併せて実施
効率性	・中期経営計画	令和4年3月に第6次計画(令和4～7年度)を策定。令和4年3月開催の取締役会にて承認済。会社ホームページでも公開。計画で決めた「重点課題に対する具体的な取組み」については、毎年度4月と11月の経営会議で報告・検証。
	・予算の策定及び執行管理	予算は、取締役会で承認を得ている。予算執行管理は、毎月の経営会議で報告するとともに、9月、12月、3月の取締役会で報告。
	・経理規程	平成23年4月施行 平成4年7月最終改正
	・資金運用規程	平成21年7月施行 令和4年7月最終改正
	・業務分掌規程	平成9年5月施行 令和4年7月最終改正
	・専決規程	平成30年4月施行 平成31年4月最終改正
	・物品の調達等事務取扱に関する規程	平成18年6月施行 平成30年4月最終改正

※質セン：貿易センタービル、マート：ファッションマート

5 監査の結果

神戸市では、外郭団体が市政を補完し、市民への還元や市の施策を実現するために必要な方向性や目標となるミッションを各外郭団体に提示し、各団体がミッションを達成するためのロードマップとなる経営改革プランを策定し、取り組んでいくこととしている。

会社に対して提示されたミッションは、中長期的なミッション（神戸市行財政改革方針 2025 期間中のミッション）が「社員一人当たり税引前当期純利益 15 百万円【K P I】の確保」「公益貢献の取り組み強化」「勤務条件の見直しと人材育成」であり、短期的なミッション（令和 4 年度のミッション）が「新たな顧客獲得に向けた取り組みの強化」「I T 活用等による業務の効率化」である。

これらのミッションを達成するため、「経営改善の着実な取り組み」をはじめ、「利益の継続的な確保による公益貢献の強化の検討、実施」「貿易センター、ファッションマートの勤務条件の整理、情報収集」「貸室、展示場、会議室の利用促進に関する新たな取組みの検討、実施」「業務の効率化に必要な I T システム・機器、セキュリティ対策等の情報収集、課題整理」等の経営改革プランが設定されている。令和 4 年度においてはそれぞれ、令和 3 年度期末配当の実施、時間休暇制度の創設、ファッションマート貸会場の高速・専有ネット回線導入による W E B 学会、集会の誘致、グループウェアの導入等が実施されている。

事業面では、新型コロナウイルス感染症の影響で苦境にあるテナントに対する貸室賃料の減額支援の実施、新規顧客の獲得に向けた積極的な誘致活動、より安全・安心で快適なオフィス環境をめざした改修工事の実施等により、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。なお、令和 3 年度において、貿易センタービルについて、公益社団法人ロングライフビル推進協会から、長年にわたり適切に維持保全された模範的な建築物であるとして、「第 30 回 B E L C A 賞ロングライフ部門」に選ばれ、表彰された。

監査の結果、会社の出納その他の事務については、適正に行われているものと認められた。

今後も、テナントや利用者のニーズの的確な把握はもとより、円安や物価上昇等による景気悪化への機動的な対応、ポスト・コロナ時代に向けた対応等、社会経済情勢の変化に対応しながら、経営改革プランの着実な実行に取り組むとともに、安定した経営基盤の構築、及び計画的な施設の維持保全に努められたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。

財政援助団体等監査結果報告
〔公益財団法人神戸市産業振興財団〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

公益財団法人神戸市産業振興財団（以下「財団」という。）における出納その他の事務（神戸市からの財政援助及び公の施設の指定管理（神戸市産業振興センター）に係る出納その他の事務を含む。）で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年8月26日～令和4年12月19日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

財団は、神戸市における事業者の経営革新、人材育成、産学官連携、創業及び貿易などの促進等により、市内産業の基盤強化と振興を図り、もって神戸経済の発展に寄与することを目的として、平成4年3月に財団法人神戸市産業振興財団として設立され、平成23年4月に公益財団法

人に移行した。

(2) 神戸市との関係

ア 出捐

財団の基本財産は6億3,605万円であり、神戸市は全額を出捐している。

イ 財政援助

令和3年度は、補助金として、中小企業等支援事業に2億4,549万円を交付している。

ウ 公の施設の指定管理

神戸市産業振興センターの指定管理者として財団を指定（指定期間：令和3年度～令和7年度）している。

(ア) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第1表のとおりである。

	令和3年度	令和2年度	対前年度	対前年度
	金額	金額	増減	増減率
指定管理料	166,576	165,883	693	0.4
(うち修繕費) ※	(6,520)	(4,994)	(1,526)	(30.6)

※ 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、指定管理料のうち各年度5,000千円とし、年度終了後精算している。
令和3年度は、修繕費用が修繕費を超えたため、その差額を追加払った。

(イ) 選定理由

指定管理者選定のための公募を実施したところ、当該1団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において、提出を受けた提案図書等について、団体の概要、運営上の基本方針、施設運営・事業実施、管理運営体制、収支予算を選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った結果、バランスの取れた事業計画及び提案内容であり、これまでの実績も踏まえ安定した運営が期待できることから、指定管理者として選定されている。

(ウ) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会にて毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度の総合評価は5段階評価(AAA、AA、A、B、C)のうちA(提案内容の達成度や過去の運営実績との比較を

踏まえて、概ね良好な管理運営がなされている。)となっており、その所見は「コロナ禍で苦しい中、利用者の意見を取り入れて、工夫や努力をして運営している。年に複数回の利用がある方にもアンケートをその都度実施し、年間を通して分析するなど、さらに運営に活かせるとよい。」となっている。

エ 職員数

令和4年7月1日における職員数は29人であり、そのうち神戸市派遣職員は8人である。

(3) 事業の概要

財団及び事業所の所在地は、神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号である。

事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は第2表のとおりである。

ア 公益目的事業

(ア) 中小企業等支援事業

A 創業・新事業の支援

支援機関と連携し、起業・開業に関するセミナーや課題を解決するための専門相談等、開業に特化した支援を行うとともに、市内で飲食店の開業を目指している方に対しチャレンジの場を提供し、本格的な店舗開業に向けたきめ細かな支援を行った。また、将来の神戸経済を担う起業家の育成・支援を図るため、神戸市産業振興センター内の低廉な事業スペースを提供、経営支援を実施した。

B 販路開拓・拡大の支援

食料品・生活雑貨等の生活文化産業系事業者のさらなる事業展開を支援するため、飲食・物販等のテストマーケティングや販路開拓を行うチャレンジの場を提供するとともに、ふるさと納税返礼品・新商品企画開発力のアップ、販路開拓支援を実施した。

また、「神戸セレクション」では、全国の百貨店等で選定商品の展示販売会を行った。企業マッチングによる新商品開発などの伴走型支援を実施し、新市場における販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化を図るとともに、航空機産業、水素関連産業への参入支援に取り組んだ。また、デジタル技術を活用した小規模旅館事業者におけるナイトフロント業務の集約化・効率化を促進するため、事業設計の支援やデジタル機器の導入補助などを行った。

C 情報化・情報提供

優れた技術や製品を有する中小企業を「神戸発・優れた技術」として認定し、ウェブサイト等により全国に発信した。また、中小企業等に必要な支援策を広く周知するため、S

NS (Twitter・Instagram) の配信を開始し、関係機関の支援メニュー等も含めたPRを行うとともに、効果的な事業ラインナップの整備と組織的な支援体制を構築するため、中小企業支援データベースの充実を図った。

D 人材育成の支援

中小企業における人材の育成と定着を支援するため、幅広い業種の若手従業員から経営者層を対象とした研修を行った。また、全国的に通用する卓越した技術・技能者を「神戸マイスター」として認定し、社会的認知の向上を図るとともに、後進の指導等、人材の育成を支援した。

E 経営課題の解決支援

中小企業の新製品開発等の経営革新を支援するため、個別企業や団体等に対する専門家派遣を行い、SNSの活用等多様な経営課題の解決を支援した。

F 相談・セミナー・研修等

出張型中小企業成長支援を行うとともに、事業継承の円滑化を図るため、ヒアリングや訪問相談を通じた事業承継のニーズの掘り起こしや、後継者不在企業と起業家外部人材とのマッチングに取り組んだ。また、事業転換等を後押しするため、税理士による個別相談や、経営や金融に関する専門家相談を行った。セミナー、研修を実施するとともに、機械金属加工関係の大手・中小企業の技術者を中心とした産・学・官の技術研究グループ「神戸生産技術研究会」において、生産システムなどの講演会を開催した。

(イ) 施設の管理運営

A 神戸市産業振興センターの管理運営

市内産業振興を図る拠点施設の第5期指定管理者（令和3年度～令和7年度）として、施設の利用促進を図るとともに、顧客サービスの向上に努めた。

イ 収益事業等

神戸市産業振興センター内においてレストランと自動販売機を設置し、施設利用者の利便性の向上を図った。

また、神戸市からケミカルシューズ産業の販路開拓支援を受託し、百貨店での催事や展示会への出展支援を行うとともに、ネット販売ではサイトの運営を行った。

第 2 表 業 務 量 の 比 較

項 目		令和3年度	令和2年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率 (%)
中 小 企 業 等 支 援 事 業					
創 業 ・ 新 事 業 の 支 援					
神戸開業支援コンシェルジュ	相 談 件 数	934件	906件	31件	3.4
	創 業 件 数	111件	103件	8件	7.8
	創 業 基 礎 セ ミ ナ ー	263名	189名	74名	39.2
食のスタートアップ（新規）	出 店 件 数	5件	—	—	—
	開 業 件 数	1件（検討中4件）	—	—	—
イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 施 設 の 提 供 等					
創業準備オフィス（13室）	新規入居社数（卒業社数）	2社（4社）	4社（4社）	△2社（—）	△50.0（—）
スモールオフィス（16室）	新規入居社数（卒業社数）	4社（8社）	3社（3社）	1社（5社）	33.3（166.7）
企業育成室（6室）	新規入居社数（卒業社数）	1社（1社）	—（1社）	1社（—）	皆増（—）
販 路 開 拓 ・ 拡 大 の 支 援					
販売チャレンジパイロットショップ	販 売 社 数	37社	31社	6社	19.4
	延 べ 日 数	363日	98日	265日	270.4
ふるさと納税返礼品・新商品開発支援事業（新規）	補 助 件 数	16件	—	—	—
神戸セレクション	百貨店での展示販売会	16回（計109日間）	15回（計86日間）	1回（計23日間）	6.7（26.7）
販路開拓コーディネート事業（新規）	新 商 品 開 発 ・ P R 支 援	22社支援	—	—	—
地域産業デジタル化支援事業（新規）	観 光 ・ 宿 泊 業 向 け D X セ ミ ナ ー 参 加 者	81名	—	—	—
情 報 化 ・ 情 報 提 供					
神戸発・優れた技術	新 規 認 定	1社	8社	△7社	△ 87.5
	更 新 認 定	1社	2社	△1社	△ 50.0
	認 定 企 業 数	124社 （令和3年度末）	126社 （令和2年度末）	△2社	△ 1.6
中小企業データベース作成	企 業 基 本 情 報 件 数	2,259件 （令和3年度末）	—	—	—
	Biz Search KOBE 公 開 企 業 数	414社 （令和3年度末）	—	—	—
人 材 育 成 の 支 援					
人づくり研修（対象拡充）	受 講 者 数	102名	154名	△52名	△ 33.8
神戸マイスター	交 流 サ ロ ン 開 催	1回	1回	—	—
	ゲ ス ト テ ィ ー チ ャ ー 派 遣	3校 25名	4校 37名	△1校 △8名	△25.0 △33.1
経 営 課 題 の 解 決 支 援					
専 門 家 派 遣 （ 拡 充 ）					
個別企業等に対する専門家派遣	派 遣 企 業 数	57件（291回）	85件（377回）	△28件（△86回）	△32.9（△22.8）
団体に対する専門家派遣	派 遣 団 体 数	2件（11回）	4件（19回）	△2件（△8回）	△50.0（△42.1）
相 談 ・ セ ミ ナ ー ・ 研 修 等					
出張型中小企業成長支援事業	訪 問 企 業 数	147社	200社	△53社	△ 26.5
	訪 問 後 の 支 援 メ ニ ュ ー 利 用 ・ 橋 渡 し 件 数	59社（62件）	61社（81件）	△2社（△19社）	△3.3（△23.5）
100年経営支援事業（拡充）	訪 問 企 業 数	40社	72社	△32社	△ 44.4
	専 門 家 支 援	5社	24社	△19社	△ 79.2
事業再構築補助金サポート窓口（新規）	事 業 継 承 件 数	4社（累計）	3社（累計）	1社（累計）	33.3
	相 談 件 数	69件	—	—	—
	セ ミ ナ ー 参 加 者	19名	—	—	—
ワンストップ相談窓口	融 ・ 経 営 等 金 総 合 相 談	11,628件	7,741件	3,887件	50.2
	専 門 家 相 談	76件	83件	△7件	△ 8.4
セミナー・研修	講 座 数	126講座	133講座	△7講座	△ 5.3
ソフトウェア研修	受 講 者 数	958名	1,035名	△77名	△ 7.4
神戸生産技術研究会	定 例 会	10回	7回	3回	42.9
神 戸 市 産 業 振 興 セ ン タ ー					
会 議 室	日 数 利 用 率	73.3%	63.4%	9.9	15.6
	件 数 利 用 率	50.9%	41.7%	9.2	22.1
ホ ー ル	日 数 利 用 率	52.6%	53.8%	△ 1.2	△ 2.2
	件 数 利 用 率	39.9%	43.9%	△ 4.0	△ 9.1
レセプションルーム	日 数 利 用 率	38.5%	88.6%	△ 50.1	△ 56.5
	件 数 利 用 率	27.4%	88.6%	△ 61.2	△ 69.1

(4) 経営状況と財政状態

財団の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税込処理である。

ア 経営状況

経営状況は、第3表のとおりである。

令和3年度の経常収益は5億3,632万円に対し、経常費用は5億3,300万円で、当期経常増減額は332万円であった。経常収益は前年度に比べ946万円(1.8%)増加し、また経常費用も前年度に比べ662万円(1.3%)増加している。

経常収益の増加が経常費用の増加を若干上回っていることから、当期経常増減額は前年度に比べ283万円(581.9%)増加し、令和3年度の当期一般正味財産増減額は319万円であった。

第3表 比較正味財産増減計算書

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増	対前年度 増減率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
I 一般正味財産増減の部						
【 経常増減の部 】						
(1) 経常収益(a)	536,327	100.0	526,865	100.0	9,462	1.8
① 基本財産運用益	8,128	1.5	7,137	1.4	992	13.9
② 特定資産運用益	9	0.0	9	0.0	0	0.0
③ 事業収益	239,600	44.7	225,081	42.7	14,519	6.5
(うち神戸市からの収入)	(208,646)	(38.9)	(193,697)	(36.8)	(14,949)	(7.7)
④ 受取補助金	258,437	48.2	276,242	52.4	△17,805	△6.4
(うち神戸市からの補助金)	(245,496)	(45.8)	(276,242)	(52.4)	(△30,746)	(△11.1)
⑤ 受取負担金	19,331	3.6	6,852	1.3	12,479	182.1
(うち神戸市からの負担金)	(10,000)	(1.9)	(—)	(—)	(10,000)	(皆増)
⑥ 受取寄附金	2	0.0	1	0.0	1	100.0
⑦ 雑収益	796	0.1	1	0.0	796	ほぼ皆増
⑧ 賞与引当金戻入額	10,021	1.9	11,540	2.2	△1,519	△13.2
(2) 経常費用(b)	533,005	100.0	526,378	100.0	6,628	1.3
① 事業費用	484,289	90.9	481,926	91.6	2,363	0.5
② 管理費用	48,715	9.1	44,451	8.4	4,264	9.6
評価損益等調整前当期経常増減額(A=a-b)	3,321	—	487	—	2,834	581.9
評価損益等計(B)	—	—	—	—	—	—
特定資産評価損益等	—	—	—	—	—	—
当期経常増減額(C=A+B)	3,321	—	487	—	2,834	581.9
【 経常外増減の部 】						
(1) 経常外収益(c)	—	—	—	—	—	—
(2) 経常外費用(d)	—	—	—	—	—	—
当期経常外増減額(D=c-d)	—	—	—	—	—	—
税引前当期一般正味財産増減額(E=C+D)	3,321	—	487	—	2,834	581.9
法人税、住民税及び事業税(F)	122	—	122	—	—	—
当期一般正味財産増減額(G=E-F)	3,199	—	365	—	2,834	776.4
一般正味財産期首残高(H)	125,751	—	125,386	—	365	0.3
一般正味財産期末残高(I=G+H)	128,951	—	125,751	—	3,199	2.5
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額(J)	△2	—	△1	—	△1	△100.0
① 基本財産運用益	8,128	—	7,137	—	992	13.9
② 一般正味財産への振替額	△8,130	—	△7,138	—	△992	△13.9
指定正味財産期首残高(K)	636,065	—	636,067	—	△2	△0.0
指定正味財産期末残高(L=J+K)	636,063	—	636,065	—	△2	△0.0
III 正味財産期末残高(M=I+L)	765,014	—	761,817	—	3,197	0.4

イ 財政状態

財政状態及びその推移は、第4表のとおりである。

令和3年度末の資産は9億1,204万円で、現金預金の減等により前年度末に比べ825万円(0.9%)減少している。負債は1億4,703万円で、未払金の減等により前年度末に比べ1,144万円(7.2%)減少している。正味財産は7億6,501万円で、前年度末に比べ319万円(0.4%)増加している。

資産では、固定資産である基本財産が全体の69.7%を占めている。次いで流動資産である現金預金が19.9%となっている。

負債については流動負債である未払金が全体の8.3%となっているが、これは神戸市からの補助金事業及び受託事業の精算に伴う返還金等である。

第4表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円 比率：%)

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
資 産	912,045	100.0	920,297	100.0	△ 8,251	△ 0.9
I 流 動 資 産	209,413	23.0	231,985	25.2	△ 22,572	△ 9.7
(1) 現 金 預 金	181,300	19.9	226,309	24.6	△ 45,010	△ 19.9
(2) 未 収 入 金	—	—	170	0.0	△ 170	皆減
(3) 未 収 金	27,349	3.0	4,449	0.5	22,900	514.7
(4) 前 払 費 用	763	0.1	1,055	0.1	△ 292	△ 27.7
II 固 定 資 産	702,632	77.0	688,312	74.8	14,321	2.1
(1) 基 本 財 産	636,054	69.7	636,054	69.1	0	0.0
① 投 資 有 価 証 券	628,969	69.0	628,168	68.3	801	0.1
② 預 金	7,084	0.8	7,886	0.9	△ 801	△ 10.2
(2) 特 定 資 産	59,686	6.5	51,820	5.6	7,866	15.2
① 什 器 備 品	8	0.0	11	0.0	△ 2	△ 18.2
② 退 職 給 付 引 当 資 産	49,160	5.4	45,292	4.9	3,868	8.5
③ 普 通 預 金	6,517	0.7	6,517	0.7	0	0.0
④ 神戸セレクション見直し費用準備資金	4,000	0.4	—	—	4,000	皆増
(3) そ の 他 固 定 資 産	6,891	0.8	437	0.0	6,455	ほぼ皆増
① 什 器 備 品	6,203	0.7	437	0.0	5,766	ほぼ皆増
② 長 期 貸 付 金	688	0.1	—	—	689	皆増
負 債 及 び 正 味 財 産	912,045	100.0	920,297	100.0	△ 8,251	△ 0.9
負 債	147,031	16.1	158,479	17.2	△ 11,448	△ 7.2
I 流 動 負 債	97,871	10.7	113,187	12.3	△ 15,316	△ 13.5
(1) 未 払 金	75,895	8.3	87,777	9.5	△ 11,882	△ 13.5
(2) 前 受 金	905	0.1	4,096	0.4	△ 3,191	△ 77.9
(3) 預 り 金	12,420	1.4	11,292	1.2	1,128	10.0
(4) 賞 与 引 当 金	8,649	0.9	10,021	1.1	△ 1,372	△ 13.7
II 固 定 負 債	49,160	5.4	45,292	4.9	3,868	8.5
(1) 退 職 給 付 引 当 金	49,160	5.4	45,292	4.9	3,868	8.5
正 味 財 産	765,014	83.9	761,817	82.8	3,197	0.4
I 指 定 正 味 財 産	636,063	69.7	636,065	69.1	△ 2	△ 0.0
(1) 寄 附 金	636,054	69.7	636,054	69.1	0	0.0
(2) 受 贈 什 器 備 品	8	0.0	11	0.0	△ 2	△ 18.2
(うち基本財産への充当額)	(636,054)	(69.7)	(636,054)	(69.1)	(0)	(0.0)
(うち特定資産への充当額)	(8)	(0.0)	(11)	(0.0)	(△2)	(△18.2)
II 一 般 正 味 財 産	128,951	14.1	125,751	13.7	3,199	2.5
(うち特定資産への充当額)	(10,517)	(1.2)	(6,517)	(0.7)	(4,000)	(61.4)

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 90 条第 5 項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 5 表のとおりである。

第 5 表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・業務運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する規程及び施行細則	平成19年4月施行 平成23年4月最終改正
	・監事による監査	年 1 回実施
	・内部監査（自主監査）の実施	自主監査年 1 回実施
	・顧問弁護士への相談	顧問契約を結び法律相談を行っている。令和 3 年度はweb会議を含め約10回の打ち合わせ（相談）及びメールでのリーガルチェック等を随時実施。
	・内部通報に関する規程	令和3年6月施行
	・コンプライアンスに関する啓発・研修	令和2年12月に実施 令和4年度中に実施予定
	・会計事務に関する啓発・研修	令和3年10月に研修実施
情報の保存及び管理	・文書取扱規程	平成4年4月施行 平成30年4月最終改正
	・個人情報保護規程	平成10年4月施行 平成23年4月最終改正
	・情報セキュリティポリシー	平成21年12月施行 令和3年5月最終改正
	・情報セキュリティ研修	令和3年6月に実施済
損失の危険の管理	・消防計画の策定及び消防署への提出	毎年度提出
	・消防訓練、避難訓練の実施	令和3年10月、令和4年1月に実施済
	・消防設備等点検の実施	令和3年12月大阪で発生したビル放火事件を受け点検実施
	・情報セキュリティポリシー	平成21年12月施行 令和3年5月最終改正
	・情報セキュリティ研修	令和3年6月に実施済
効 率 性	・予算の策定及び執行管理	予算については、理事会に議案として供し、承認を得ている。予算執行管理は12月。
	・組織規程	平成4年4月施行 令和4年4月最終改正
	・会計規程	平成4年4月施行 平成30年4月最終改正
	・専務理事以下専決規程	平成4年4月施行 令和4年7月最終改正

5 監査の結果

神戸市では、外郭団体が市政を補完し、市民への還元や市の施策を実現するために必要な方向性や目標となるミッションを各外郭団体に提示し、各団体がミッションを達成するためのロードマップとなる経営改革プランを策定し、取り組んでいくこととしている。

財団に対して提示されたミッションは、中長期的なミッション（神戸市行財政改革方針 2025 期間中のミッション）が「市内中小企業の経営課題を適時・的確に把握し、最適な支援メニューを提供できる組織体制と事業体系の整備・実行」「市内中小企業の販路開拓・拡大への徹底した貢献」「意欲ある有望企業への徹底した個社支援による成長促進」「イノベーション創出・新分野への進出支援」「最前線組織としての現場力の構築・発揮」で、短期的なミッション（令和 4 年度のミッション）が「中小企業支援組織としての組織力の向上」「広報・広聴の充実」「販路開拓・拡大への取り組み」である。

これらのミッションを達成するため、「企業訪問を通じた経営課題の把握」をはじめ、「市内中小企業の販路開拓・拡大支援事業への注力」「DXの進展、カーボンニュートラル等の事業環境の変化を踏まえたイノベーション創出・新分野進出支援」「徹底した個社支援の展開」等の経営改革プランが設定されている。令和 4 年度においてはそれぞれ「ホームページのリニューアル、企業訪問等による財団総合パンフレットの配布、企業情報の収集及びデータベースへの蓄積」「飲食・物販等のテストマーケティングや販路開拓チャレンジの場の提供、財団職員と民間専門人材による販路拡大に向けた伴走型支援」「航空機産業や水素関連産業への地元中小製造業の参入促進」「民間人材等の積極的な登用、職員への資格取得奨励、職員の企業支援の現場対応力向上の研修」等に取り組まれている。

今後も、DXの進展やエネルギー・環境分野での事業環境の変化を踏まえ、神戸市と相互連携を図りながら、最適な支援メニューを提供する最前線の組織として体制・機能の充実を進め、経営改革プランの着実な実行に取り組まれない。

監査の結果、財団の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

事業面では、市内中小企業の経営革新や販路の開拓・拡大、創業及び人材育成支援の事業を実施するなど、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

補助事業については、各種中小企業支援事業を実施するなど、補助金の交付目的をおおむね達成しているものと認められた。

また、神戸市産業振興センターにおける指定管理については、条例、神戸市産業振興センター指定管理者協定書（以下「協定書」という。）等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められた。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められない。

(1) 指 摘 事 項

ア 特定資産等について会計規程を見直すべきもの

固定資産については、財団の会計規程で次のように定められている。

公益財団法人 神戸市産業振興財団 会計規程

(固定資産)

第 36 条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、耐用年数が 1 年未満又は取得価格が 10 万円未満の減価償却資産は、取得時に費用として処理する。

(1) 基本財産 (略)

(2) 特定資産 退職給付引当資産、減価償却資産（基本財産以外の有形固定資産の減価償却に対応するもの）

(3) その他固定資産 建物、構築物、車両運搬具、什器備品、土地、借地権、電話加入権、敷金、保証金、投資有価証券

しかし、令和 3 年度貸借対照表において、固定資産のうち特定資産として、会計規程に規定のない什器備品、普通預金、神戸セレクション見直し費用準備資金が、その他固定資産として長期貸付金が計上されており、会計規程と貸借対照表の間に齟齬が生じている。

また、平成 27 年度の監査においても、同じく特定資産で会計規程に規定のない什器備品、ファンド出資金資産、普通預金が貸借対照表に記載されているという指摘をしているが、規程改正の決裁を完了していたものの規程本文に当該改正が反映できておらず、未反映のままの規程を使い続けていた。あわせて会計規程の改正を行うべきである。

イ 附属設備の管理運営について条例施行規則を見直すべきもの

指定管理者が徴収する使用料については、神戸市産業振興センター条例別表にてホール、レセプションルーム、特別会議室、各会議室の施設使用料が、同施行規則別表にてグランドピアノ、特殊照明装置、特殊音響装置、大型映像装置、同時通訳装置、16 ミリ映写機、スライドプロジェクターといった附属設備使用料が規定されている。また指定管理者は、協定書第 3 条にて施設の利用、使用料の徴収、施設及び設備の維持管理等の業務を行うことが規定されている。

しかし、グランドピアノを除く附属設備については、協定書の機器一覧表に記載はあるものの、実地監査の時点で現物を確認できなかった。

これら附属設備の使用については利用者からの需要がないことから、平成 24 年度頃からパンフレット等に掲載しておらず、当該設備は令和 4 年 3 月に廃棄処分されていた。

神戸市所管局は、速やかに条例施行規則を改正し、あわせて協定書を修正するべきである。

ウ 適正に変更契約を締結するべきもの

契約内容に変更が生じたにもかかわらず、変更契約を締結していない次のような事例があった。

音響機器更新工事のためホールが休館する 1 月、2 月を除く 10 か月間のホールの照明操作、舞台の設営、及び音響調整等のホール管理業務において、契約書の契約金額は「5,357,000 円（消費税等含む）、月額 535,700 円（消費税等含む）」となっているところ、契約金額を超える

6,116,240 円を支払っていた。契約金額を超えて支払われた 759,240 円の内訳は、①業務日数 230 日を超えた超過勤務分の委託料 252,383 円と、②ホール休館中の 1 月、2 月分の委託料 506,857 円である。契約書には、①については業務員の常駐日数は 1 か月 19 日とし、1 か月の常駐日数が規定日数を超えた場合、臨時人件費を請求することができるとされていたが、②についての記載はなかった。すなわち、契約額を超える支払いが生じ、さらには契約内容に含まれない支払いが生じたにも関わらず、変更契約が締結されていなかった。

契約変更の手続きについては、財団の委託契約約款第 27 条で、契約金額その他の契約内容が不適当となったときは、別途変更契約を締結することにより、契約金額その他の契約内容を変更することができるとされている。契約内容に変更が生じ、当初の契約金額を増額する場合は、契約約款の規定に基づき、適正に変更契約を締結するべきである。

エ 適正に契約締結するべきもの

産業廃棄物処理（契約金額:172,852 円（税抜））を、1 者のみの見積書により、書面による契約の締結によらず発注している事例があった。

財団の会計規程第 46 条で、契約金額が 10 万円を超えるものについては、原則として 3 者以上の見積合わせにより、最も有利な価格を提示したものと締結すると規定しているが、見積合わせが行われていなかった。また、産業廃棄物の収集運搬、処分を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 2 第 4 項において、排出事業者は法に規定された記載事項を盛り込んだ委託契約書を締結しなければならないとされているが、契約に当たって契約書の締結をしていなかった。さらに、同法施行規則第 8 条の 4 において契約書に添付しなければならないとされる処理業者の許可証の写しを徴取しておらず、処理業者の事業の範囲及び許可期限を確認していなかった。

契約に当たっては、財団の会計規程に従い、3 者以上から見積書を徴取するとともに、法令に従い、書面による契約締結をはじめとした適正な手続きを行うべきである。

(2) 意見

ア 使用料の減免に関する帳簿への明確な記載について

指定管理者が行う会議室等の使用料減免については、協定書別紙「神戸市産業振興センターの使用許可等に関する基準」により規定されている。この基準の中で、減免理由として、(ア)神戸市経済観光局が中小企業の振興に寄与することを目的として使用する場合、また、(イ)「指定管理者が特に必要があると認めるとき」として、①財団自らが使用する場合、及び財団共催の場合の減免、②ホール利用直前割引、③託児利用の場合の減免が規定されている。

基準では、「使用料の減免について明らかにした帳簿を常に備え付けて、減免事実等を記載しなければならない。」としているが、システムで管理している帳簿を確認すると、毎月の業務報告の中で「使用料減額一覧表」として神戸市所管局に提出されていた。しかし、この一覧表に

は、神戸市経済観光局及び財団自らが使用した場合の減免の記載がなく、また、その他の使用料減免において減免後の使用料は記載されているものの、本来の使用料、減免額、減免理由の記載がなかった。いずれも減免事実等を明確に記載しているとは言い難い状態であり、その結果、神戸市所管局は使用料減免の状況を把握していなかった。

財団は、協定書に基づき、「使用料減額一覧表」に、全ての使用料減免について、本来の使用料、減免額、減免理由を記載されたい。

また、神戸市所管局は、この一覧表の内容を見直し、使用料減免の状況を把握するとともに、指定管理業務の報告内容を十分に確認し、不足する事項について適切に指導されたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。

財政援助団体等監査結果報告

〔株式会社有馬温泉企業〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

株式会社有馬温泉企業（以下「会社」という。）における出納その他の事務で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年8月26日～令和4年12月19日

3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 団体の概要

(1) 設立の趣旨

会社は、温泉の掘削等泉源の確保、及び顧客に満足してもらえる給湯サービス、並びに泉源工事の提供等を目的としている。昭和16年6月、当時の有馬町（昭和22年に神戸市と合併）が、温泉を掘削する必要があることから、機械や技術を有する神戸有馬電気鉄道株式会社（現神戸電鉄株式会社）と、共同出資により前身の有馬温泉掘鑿^{くつさく}有限会社を設立した。昭和59年3月に株

式会社有馬温泉企業に組織変更した。

(2) 神戸市との関係

ア 出資

会社の資本金は、1,000 万円であり、神戸市は 500 万円（出資率 50%）を出資している。

イ 職員数

令和 3 年度末における職員数は 3 人であり、神戸市からの派遣職員はいない。

(3) 事業の概要

会社の所在地は、第 1 表のとおりである。

事 業 所	所 在 地
本 社	兵庫区新開地1丁目3番24号
有 馬 営 業 所	北区有馬町字東門口1401番地の4

会社の主な事業は、以下のとおりである。

ア 給湯事業

有明 1 号・2 号泉からの温泉給湯、及び神戸市の極楽泉源における給湯施設の設置運営を行っている。

イ 施設管理事業

神戸市所有泉源（天神・^{うわなり}妬・御所・極楽泉源）の維持管理を行っている。

(4) 経営状況と財政状態

ア 経営状況

経営状況は、第 2 表のとおりである。なお、消費税処理は税抜処理である。

令和 3 年度の収益合計は 4,427 万円に対し、費用合計は 4,507 万円であった。

収益は、前年度に比べて 235 万円 (5.6%) 増加した。これは主として、近年、有馬温泉の特殊な泉質によるカルシウムの付着により、泉源から温泉を引き上げる管の取替えが多くなっており、施設管理事業における神戸市泉源の維持管理に係る受託収入が 222 万円 (9.4%) 増加したことによる。なお、給湯事業においては、前年度に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、契約先の休業期間中に給湯料を減額したことの反動により、売上高は前年度に比べて 20 万円 (1.1%) 増加している。

費用は前年度に比べて 779 万円 (20.9%) 増加した。これは主として、保守管理技術の継承の

ため、令和2年10月に職員体制を1名増員したが、令和3年度は年度を通して人件費が反映されたことによる。そのほか、会社所有の有明1号泉源のケーシング管（井戸の孔壁を保護する管）の破断により復旧費用が発生している。

費用の増加が収益の増加を上回っていることから、経常利益は前年度に比べて543万円（117.0%）減少し、当期純損失は105万円であった。なお、前期からの繰越利益剰余金が4,692万円あることから、当年度も200万円（1株あたり1万円）の配当が行われた。

第2表 比較損益計算書

（単位 金額：千円 比率：%）

科 目	令和3年度		令和2年度		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
収 益 の 部						
営 業 収 益 (a)	44,270	100.0	41,833	99.8	2,437	5.8
給 湯 事 業	18,272	41.3	18,064	43.1	207	1.1
施 設 管 理 事 業	25,998	58.7	23,769	56.7	2,229	9.4
営 業 外 収 益	8	0.0	94	0.2	△ 85	△ 90.4
雑 収 益	8	0.0	94	0.2	△ 85	△ 90.4
当 期 収 益 合 計 (A)	44,279	100.0	41,927	100.0	2,351	5.6
費 用 の 部						
営 業 費 用 (b)	44,443	98.6	37,279	100.0	7,164	19.2
施 設 管 理 費	14,176	31.5	14,594	39.1	△ 417	△ 2.9
減 価 償 却 費	2,500	5.5	2,569	6.9	△ 68	△ 2.6
一 般 管 理 費	27,766	61.6	20,115	54.0	7,650	38.0
営 業 外 費 用	626	1.4	-	-	626	皆増
雑 支 出	626	1.4	-	-	626	皆増
当 期 費 用 合 計 (B)	45,070	100.0	37,279	100.0	7,791	20.9
経 常 利 益 (C=A-B)	△ 790	-	4,648	-	△ 5,439	△ 117.0
税 引 前 当 期 純 損 益 (D=C)	△ 790	-	4,648	-	△ 5,439	△ 117.0
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 (E)	185	-	1,170	-	△ 985	△ 84.2
法 人 税 等 調 整 額 (F)	83	-	67	-	16	23.9
当 期 純 損 益 (G=D-E-F)	△ 1,059	-	3,410	-	△ 4,470	△ 131.1
前 期 繰 越 利 益 剰 余 金 (H)	46,923	-	45,512	-	1,410	3.1
配 当 金 の 支 払 い (I)	2,000	-	2,000	-	0	0.0
繰 越 利 益 剰 余 金 (J=G+H-I)	43,863	-	46,923	-	△ 3,059	△ 6.5
営 業 収 支 比 率 (a/b×100)	99.6	-	112.2	-	△ 12.6	△ 11.2
経 常 収 支 比 率 (A/B×100)	98.2	-	112.5	-	△ 14.2	△ 12.6

イ 財政状態

財政状態は、第3表のとおりである。

令和3年度末の資産は6,340万円で、現金及び預金の減等により、前年度末に比べ328万円(4.9%)減少している。負債は703万円で預り金の減等により前年度末に比べ22万円(3.1%)減少している。純資産は5,636万円で、利益剰余金の減により305万円(5.1%)減少している。

資産では、流動資産である現金及び預金が全体の66.5%を占め、次いで泉源等の構築物が19.8%となっている。

負債については、固定負債である預り保証金が全体の6.9%となっている。

第3表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円，比率：%)

科 目	令和3年度末		令和2年度末		対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
資 産	63,401	100.0	66,683	100.0	△ 3,281	△ 4.9
I 流 動 資 産	45,493	71.8	50,033	75.0	△ 4,540	△ 9.1
1 現 金 及 び 預 金	42,160	66.5	49,267	73.9	△ 7,106	△ 14.4
2 未 収 入 金	3,185	5.0	596	0.9	2,589	434.4
3 前 払 費 用	161	0.3	173	0.3	△ 11	△ 6.4
4 貸 倒 引 当 金	△ 16	0.0	△ 3	0.0	△ 13	△ 433.3
II 固 定 資 産	17,908	28.2	16,649	25.0	1,259	7.6
1 有 形 固 定 資 産	17,858	28.2	16,544	24.8	1,314	7.9
(1) 建 築 物	3,609	5.7	3,952	5.9	△ 343	△ 8.7
(2) 構 築 物	12,582	19.8	10,594	15.9	1,987	18.8
(3) 機 械 装 置	1,665	2.6	1,995	3.0	△ 330	△ 16.5
(4) 土 地	1	0.0	1	0.0	0	0.0
2 無 形 固 定 資 産	50	0.1	50	0.1	0	0.0
(1) 電 話 加 入 権	50	0.1	50	0.1	0	0.0
3 繰 延 税 金 資 産	-	-	54	0.1	△ 54	皆減
負 債 及 び 純 資 産	63,401	100.0	66,683	100.0	△ 3,281	△ 4.9
負 債	7,038	11.1	7,260	10.9	△ 222	△ 3.1
I 流 動 負 債	2,609	4.1	2,860	4.3	△ 251	△ 8.8
1 未 払 金	1,535	2.4	1,327	2.0	207	15.6
2 未 払 費 用	131	0.2	140	0.2	△ 9	△ 6.4
3 未 払 消 費 税 等	885	1.4	850	1.3	34	4.0
4 未 払 法 人 税 等	-	-	195	0.3	△ 195	△ 100.0
5 預 り 金	26	0.0	315	0.5	△ 288	△ 91.4
6 前 受 収 益	30	0.0	30	0.0	0	0.0
II 固 定 負 債	4,428	7.0	4,400	6.6	28	0.6
1 預 り 保 証 金	4,400	6.9	4,400	6.6	0	0.0
2 繰 延 税 金 負 債	28	0.0	-	-	28	皆増
純 資 産	56,363	88.9	59,423	89.1	△ 3,059	△ 5.1
I 株 主 資 本	56,363	88.9	59,423	89.1	△ 3,059	△ 5.1
1 資 本 金	10,000	15.8	10,000	15.0	0	0.0
2 資 本 剰 余 金	165	0.3	165	0.2	0	0.0
(1) 資 本 準 備 金	165	0.3	165	0.2	0	0.0
3 利 益 剰 余 金	46,198	72.9	49,257	73.9	△ 3,059	△ 6.2
(1) 利 益 準 備 金	2,334	3.7	2,334	3.5	0	0.0
(2) そ の 他 の 利 益 剰 余 金	43,863	69.2	46,923	70.4	△ 3,059	△ 6.5
① 繰 越 利 益 剰 余 金	43,863	69.2	46,923	70.4	△ 3,059	△ 6.5

(5) 業務の適正を確保するための取組状況

会社法第 362 条第 5 項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第 4 表のとおりである。

第 4 表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・ コンプライアンス規程および施行細則	平成19年5月施行
	・ 神戸電鉄グループ法令倫理行動マニュアル (神戸電鉄グループ内部通報窓口)	平成17年1月制定, 平成26年改訂
	・ 内部通報窓口取扱規程 (神戸市外郭団体内部通報窓口)	令和3年4月施行
	・ 監査役による監査	6ヶ月ごとに実施
	・ 神戸電鉄グループ内部監査の実施	神戸電鉄監査部により, 年1回実施
	・ コンプライアンスに関する研修	適宜、資料回覧研修等を実施。
情報の保存及び管理	・ 文書規程	平成18年12月施行
	・ 個人情報管理規程	平成17年3月施行
	・ 情報セキュリティ規程	平成21年3月施行
損失の危険の管理	・ リスク管理	毎年リスク項目の重点目標を設定し、リスクの低減に向けて対策を立案する等の取組を実施している。
	・ 情報セキュリティ規程 (再掲)	平成21年3月施行
効 率 性	・ 中期経営計画	中期経営計画 (令和2~4年度) は、令和2年3月の取締役会に上程。
	・ 予算策定および執行管理	予算は毎年取締役会に上程し、承認を得ている。 事業および予算の執行については、7月・10月・1月の取締役会で四半期ごとの状況および決算見込みを報告している。

5 監査の結果

神戸市では、外郭団体が市政を補完し、市民への還元や市の施策を実現するために必要な方向性や目標となるミッションを各外郭団体に提示し、各団体がミッションを達成するためのロードマップとなる経営改革プランを策定し、取り組んでいくこととしている。

会社に対して提示されたミッションは、中長期的なミッション（神戸市行財政改革方針 2025 期間中のミッション）が「顧客満足度の高いサービス提供」「安定的なサービスが提供可能な人員体制・財務体質の確立」「団体への市の関与」であり、短期的なミッション（令和 4 年度のミッション）が、「泉源管理技術の向上にむけた研究」「泉源施設の適切な管理・保全」「単年度黒字の確保と株主への安定配当」である。

これらのミッションを達成するため、「泉源・給湯施設の定期的な保守管理、適切な更新等の実施」「目標に向けた安定的な利益の確保」「作業・施設等の改良の検討・実施」等の経営改革プランが設定されており、令和 4 年度から取り組まれている。

令和 4 年度は、給湯事業において定期的な修繕工事や保守業務を実施し、泉源の維持と温泉の安定供給に努めており、施設管理事業において泉源管理技術の向上に向けた作業方法等の検討を行うとともに、神戸市の泉源の維持管理を行っている。

事業面では、有明泉源による旅館、ホテル等への給湯事業等、有馬温泉における泉源の確保、及び温泉の安定供給を図っており、設立の目的に沿った運営がなされているものと認められた。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響、原油高などによる原材料や維持管理で使用する管の価格の高騰等、社会経済情勢の変化に対応しながら、計画的な維持修繕、改修工事等対策を講じ、一層の経営の効率化と経営基盤の強化を図り、経営改革プランの着実な実行に取り組まれない。

監査の結果、会社の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 契約約款を遵守すべきもの

会社は、神戸市の保有する泉源の維持管理について、神戸市と委託契約（神戸市有泉源維持管理業務委託 変更後契約金額：28,598,570 円）を締結し、各泉源の管の取替え、洗浄、水槽清掃などの業務を行っている。

(ア) 再委託の承諾手続について

委託業務の再委託については、委託契約約款第 2 条で、受託者は、神戸市の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。）して

はならないとされているが、下記の業務について、事前に神戸市の書面による承諾を得ていなかった。

- A 揚湯管（縦管・横管）の取替補助
- B 流末経路の管理業務（洗管作業、汚泥等の処理）
- C 泉源管理業務（水槽の清掃）
- D 泉源維持管理作業（御所泉源送湯管入替）
- E 御所泉源給湯口穿孔

会社は、委託契約約款に基づき、書面による事前承諾の手続きを行うべきである。

また、神戸市所管局は、当該契約は再委託が想定されていることから、委託審査委員会で審査した上で、会社に対し再委託の手続きをとるよう指示するべきである。

（イ）業務責任者の通知について

同委託契約約款第14条で、受託者は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者を選任し、神戸市にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならないとされているが、当該契約においては、神戸市に対して業務責任者の通知がされていなかった。

会社は、書面による通知を行うべきである。

また、神戸市所管局は、契約相手方から業務責任者の通知がない場合には、通知するよう指示するべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。

財政援助団体等監査結果報告

〔株式会社グランビスタホテル&リゾート〕

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	よこはた和幸

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和4年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

株式会社グランビスタホテル&リゾート（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（神戸市立須磨海浜水族園）に係る出納その他の事務で、主として令和3年度執行の事務

2 監査の期間

令和4年8月26日～令和4年12月19日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 神戸市立須磨海浜水族園（以下「水族園」という。）

水族園は、水族に関する知識を広め、水族への親しみを深めることにより、市民の教養とレクリエーションに資することを目的として設置されている。

所在地 須磨区若宮町1丁目3番5号

施設概要 敷地面積 約23,700㎡

延床面積 約14,500㎡(本館約8,372㎡)

内容 本館、さかなライブ劇場、世界のさかな館、アザラシ・ペンギン館、
和楽園展示館、アマゾン館、ラッコ館、イルカライブ館

※令和3年3月1日から本館のみ営業

開館時間 9時～17時

※施設の利便性の向上、利用促進のため変更することがある。

入園料 大人 700円(定期料金1,800円)

(18歳以上)

中人 400円(定期料金1,200円)

(15歳以上18歳未満(小人に該当するものを除く))

小人 300円(定期料金700円)

(小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者)

※令和3年3月1日から営業区画の変更にともない改定

施設開設年月日 昭和62年7月16日

(2) 指定管理者及び選定理由

ア 指定管理者 株式会社グランビスタホテル&リゾート

イ 選定理由

神戸市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」において、「市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合」は非公募選定をすることが可能とされている。

本指定管理期間は、再整備事業(5頁参照)の進捗に伴うスケジュールや管理区域の変動と密接に関係しており、これらの柔軟な調整や、万が一の事故発生時における責任の所在を明確にすることが必要であると考えられた。そのため、水族園の管理運営も再整備事業者が行うのが最も合理的と判断し、再整備事業者公募の際に、新水族館の運営を行うものを本指定管理期間(令和2年度～供用終了まで)の指定管理者候補者とする条件で行われた。

再整備事業の優先交渉権者が決定し、再整備共同事業体の構成団体である株式会社グランビスタホテル&リゾートを指定管理者に指定するにあたり、指定管理者選定評価委員会において、事業計画書等について評価を行った。その結果、安定した水族館の管理運営が期待できることから、上記団体が選定された。

(3) 指定期間

令和2年4月1日～令和5年5月31日(3年2か月)

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の運営、施設及び設備の維持管理、水族の収集・飼育及び展示、水族展示の企画及び運営、調査研究、科学知識の普及等に関する業務であり、主な業務量の推移は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 推 移

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利 用 者 数	1,104,612人	1,044,247人	506,729人	329,965人
うち有料利用者数	686,077人	657,899人	335,302人	225,990人
新型コロナウイルス感染症対策による休園期間	—	令和2年3月3日 ～3月31日	令和2年4月1日 ～5月27日	令和3年4月25日 ～5月11日
社会教育活動事業				
園内社会教育活動実施回数	664回 (19,932人)	580回 (14,547人)	33回 (304人)	397回 (10,815人)
園外社会教育活動実施回数	239回 (91,721人)	82回 (23,203人)	14回 (114人)	64回 (5,109人)

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等の推移は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 等 の 推 移

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指 定 管 理 料 ※1	—	—	—	308,393
修繕費超過負担金 ※2	41,926	40,000	40,000	—
そ の 他 ※3	—	3,867	86,516	4,847
利 用 料 金 収 入 ※4	768,709	734,514	368,189	139,780

※1 施設の管理運営等の業務に係る経費は、令和2年度までは利用料金収入及びその他の収入をもって充てるものとし、令和3年度から指定管理料が発生する協定となっている。

※2 施設の管理運営等の業務に係る経費のうち、修繕充当額として年100万円（消費税込）を充て、修繕費総額が修繕充当額を超えた場合、超過額について神戸市が修繕費超過負担金として負担する協定となっている。ただし、これを負担するのは令和2年度までかつ予算の範囲内となっているため、令和2年度は44,161千円、令和3年度は13,279千円の修繕費総額が発生したが、修繕費超過負担金との差額は指定管理者が負担した。

※3 令和元年度は消費税負担金、令和2年度は令和元年度と令和2年度の臨時休園期間補填、令和3年度は当該年度の臨時休園期間補填である。

※4 令和2年度は、利用者数減に伴い大きく減少した。令和3年度はこれに加え、営業区画の縮小に伴う入園料の値下げを行ったことから（大人1,300円から700円、中人800円から400円、小人500円から300円）、さらに減少した。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度の評価は「本館のみの営業

という状況の中、オンラインでの社会教育活動などの新しい取り組みも行っており、頑張って運営している。オンラインの取り組みは地域に限定されない発信ができるので、今後も拡充して継続することを期待する。」となっている。

5 監査の結果

水族園の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理者協定書等に從っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 物品の管理を適正に行うべきもの

協定書第 11 条において、指定管理者が利用料金収入で購入した物品の所有権は神戸市に属するものであること、指定管理者はこれら物品を神戸市物品会計規則及び関係例規に基づき管理すること、神戸市が定める物品管理簿を備えて整理し、購入及び廃棄等の異動について神戸市に報告すること等が規定されている。また協定書第 13 条において、指定管理者は各年度終了後、物品管理簿、物品異動報告書等を作成し、神戸市に提出しなければならないと規定されている。

神戸市物品会計規則第 8 条において「物品管理者は、物品の受領又は交付の都度、物品管理員をして物品管理簿に記載させなければならない。」とされ、同規則第 10 条において「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。」とされており、指定管理施設にある神戸市の備品の物品管理者は神戸市所管局の課長等である。

指定管理者は、独自様式の備品管理簿を作成して備品管理を行っていたものの、神戸市へ購入及び廃棄等の異動の報告を行っていなかった。また、神戸市に帰属する備品について、備品番号票等が明示されておらず帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。

神戸市所管局は、指定管理者に利用料金収入で購入した備品が明確にわかる帳簿を提出させるとともに、物品会計規則に基づく物品管理簿に記載するべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握するべきである。そして、水族園閉園の際には、この物品管理簿をもとに物品の保管転換や譲渡等の処分方法に応じた適正な対応を行うべきである。

【参考】須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業について

現在の水族園は、昭和62年の開設以降、市民の教養とレクリエーションの場として大きな役割を果たしてきたが、設備をはじめとした老朽化が進んでいる。今後これまで以上の集客を図るためには、抜本的な再整備による魅力向上が必要であることから、神戸市では水族園が立地する須磨海浜公園エリア全体の魅力を向上させることを目的として、平成29年度に創設されたPark-PFI制度を活用した水族園及び海浜公園のポテンシャルを活かした再整備を進めている。

平成31年2月に「須磨海浜水族園・海浜公園の再整備に係る基本的な考え方」がまとめられた。その中で、全体の基本方針として「水族館や一般園地、宿泊施設、にぎわい施設、駐車場のそれぞれの長を活かした施設整備とこれら全体のマネジメントが、このエリアの持つ魅力を最大限に引き出すことで新たな文化的価値を生み出し、家族連れをはじめとする市民や観光客に豊かな時間を提供する場所となること。中でも、水族館が市民・観光客問わず多くの人々を惹きつけ、海浜公園が一年を通じてにぎわう場所となること。」が示された。

平成31年3月から事業者の公募を開始し、令和元年9月、再整備事業の優先交渉権者が「神戸須磨Parks+Resorts共同事業体」（代表構成団体：株式会社サンケイビル、構成団体：三菱倉庫株式会社、JR西日本不動産開発株式会社、株式会社竹中工務店、芙蓉総合リース株式会社、阪神電気鉄道株式会社、株式会社グランビスタホテル&リゾート）に決定した。

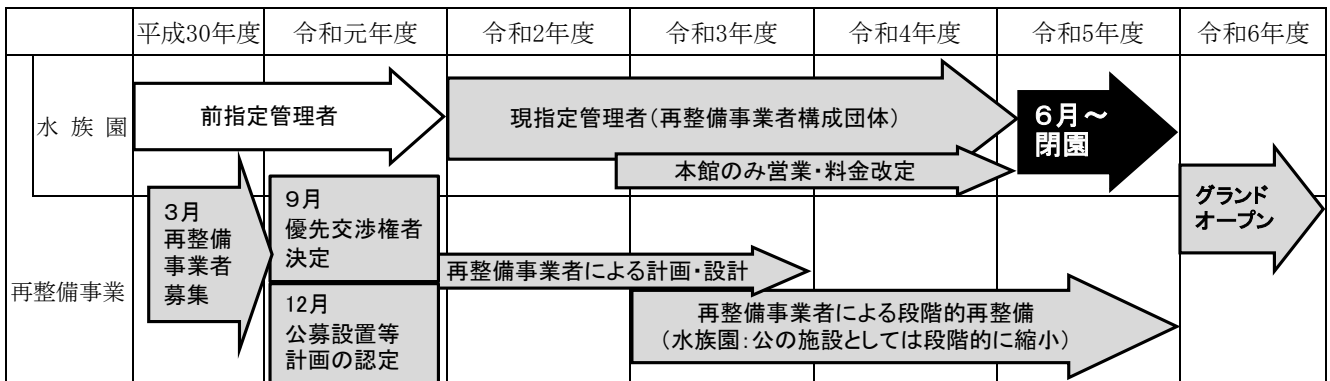
令和元年12月に優先交渉権者の公募設置等計画が認定され、事業全体の実施体制、エリアコンセプト・ブランドイメージ、施設配置・ゾーニングの考え方、事業区域全体の平面図、施工計画・事業スケジュール等が示された。令和2年から3年にかけて基本設計、詳細設計が行われ、令和3年4月から、区域内の解体工事を開始している。

水族園は、公の施設としては令和5年5月31日をもって廃止し、民設民営による再整備を進めることとしている。

令和6年春に、水族園を含む須磨海浜公園エリアのグランドオープンを予定している。

以上の再整備スケジュールは、下の図のとおりである。

須磨海浜水族園・海浜公園 再整備スケジュール



須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業 認定公募設置等計画(概要)及び須磨海浜水族園再整備スケジュール(イメージ)より

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

〔 神 戸 電 鉄 グ ル ー プ 共 同 事 業 体 〕

神戸市監査委員	細 川 明 子
同	藤 原 武 光
同	山 本 嘉 彦
同	よこはた 和 幸

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した令和 4 年度財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監 査 の 対 象

神戸電鉄グループ共同事業体（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（神戸市ものづくり工場）に係る出納その他の事務で、主として令和 3 年度執行の事務

2 監 査 の 期 間

令和 4 年 8 月 26 日～令和 4 年 12 月 19 日

3 監 査 の 方 法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事 業 の 概 要

(1) 神戸市ものづくり工場（以下「施設」という。）

施設は、神戸市におけるものづくりの拠点として、中小の製造業者及びものづくりの技術の高度化を図る製造業者を支援し、もって神戸市産業の活性化を推進することを目的に設置されている。

所在地 兵庫区和田山通1丁目2番25号
敷地面積 18,570.38 m²
延床面積 25,990 m²
(鉄骨鉄筋コンクリート造5階建4棟(242ユニット(うち一般貸付分229ユニット))
内容 A～C棟：72 m²/ユニット、D棟：70 m²/ユニット、会議室、管理事務所、駐車場
ほか
開設時間 24時間 年中無休
使用料 1,200～1,900円/m²・月(共益費300円/m²・月)
駐車場使用料 15,000円/台・月(2台目以降の機械式下段部分9,000円/台・月)
使用期間 5年以内の期間(一定の要件を満たす場合に限り更新可能)
開設年月日 平成10年5月1日

(2) 指定管理者及び選定理由

ア 指定管理者 神戸電鉄グループ共同事業体
代表者 神戸電鉄株式会社
(その他の構成員)
株式会社神鉄コミュニティサービス

イ 選定理由

指定管理者候補者の選定にあたっては1団体から提案があり、提案書類等について、事業計画・事業提案・収支予算等を選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った。その結果、実績を踏まえた提案として評価でき、安定した運営が期待できること、及び今まで以上に創造的で新しい取組にも期待できることから、指定管理者選定評価委員会で選定されている。

(3) 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日(5年間)

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、工場の運営業務、工場施設及び設備の維持管理業務、設置目的を達成するための事業の実施に関する業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第1表 業務量の比較

(単位 比率：%)

項目	令和3年度	令和2年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
工場施設入居企業数	110社	104社	6社	5.8
工場施設入居ユニット数	228ユニット	214ユニット	14ユニット	6.5
ユニット入居率	99.6	93.4	6.2	6.6
駐車場利用台数	170台	163台	7台	4.3
駐車場利用率	64.4	61.7	2.7	4.4

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

なお、工場施設や駐車場などの使用料については、指定管理者が利用者に請求事務を行い、神戸市に直接払い込まれている。

第2表 指定管理料の比較

(単位 金額：千円 比率：%)

	令和3年度	令和2年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	金額		
指定管理料	128,865	117,340	11,525	9.8
（うち光熱水費）	(52,614)	(42,620)	(9,994)	(23.4)
（うち修繕費）	(14,400)	(12,869)	(1,530)	(11.9)

※光熱水費は施設の光熱水費、修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後それぞれ精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和3年度の総合評価は5段階評価（AAA、AA、A、B、C）のうち、AA（提案内容の達成度や過去の運営実績との比較を踏まえ、概ね良好をやや上回る管理運営がなされている。）となっており、その所見は「職員の対応についての満足度が高く、コロナ禍でも入居率が高い。提案内容をはるかに上回る達成状況であり、優秀。よく頑張っている。」となっている。

5 監査の結果

施設の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 再委託の承諾手続きを適正に行うべきもの

指定管理協定書第11条では、指定管理者は、業務の執行にあたり、当該業務の全部又は大部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならず、業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は事前に神戸市の承諾を受けることとなっており、その際、当該契約書の写し等を神戸市に提出しなければならないとされている。

これに基づき指定管理者は、平成30年3月31日付けで神戸市に対し、第三者に再委託する

業務 10 件について再委託承諾申請を行い、平成 30 年 4 月 1 日付けで承諾を得ているが、同様に第三者に再委託するホイストクレーン設備保守点検業務については、事前の神戸市への承諾申請、及び契約書の写しの提出はされていなかった。

指定管理者は、協定書に基づいて適正に申請を行い、神戸市の承諾を受けるべきである。また、神戸市所管局は適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認するべきである。

なお、業務の一部の再委託に係る神戸市の事前承諾については、平成 29 年度の同指定管理者に対する財政援助団体等監査においても適正な事務処理を行うべく指摘しているが、活かされていない。今後、同様のことがないよう、事務の手順を再構築するべきである。

イ 行政財産目的外使用許可に係る使用料の徴収を適正に行うべきもの

令和 3 年度において、神戸市所管局は、指定管理者が施設の A 棟 108 号室を入居企業等のための利便施設として使用するにあたり、指定管理者に対して行政財産目的外使用許可をしている。その使用料について、当該許可書の第 4 条（使用料及び延滞金）で 136,389 円と定めているにもかかわらず、誤って 136,293 円で調定決議をし、指定管理者は、神戸市からの納入通知書により、136,293 円を納付していた。

神戸市所管局は、差額を指定管理者に対して請求するとともに、今後は、適正に調定されているか確認の上、決裁するべきである。

また、指定管理者は、経費の支出にあたっては、支出の根拠を確認し、正当な請求か確認の上、支出するべきである。

ウ 印影等を印刷した文書を適正に管理するべきもの

指定管理者は、指定管理業務仕様書に基づき、神戸市ものづくり工場収納管理システムを用いて使用料等（生産施設使用料、駐車場使用料、電気使用料、共益費等）の納入通知書を作成し、各使用者に対して配布、納付指導を行っている。その納入通知書の用紙については、神戸市所管局が神戸市長の印の印影等を印刷した用紙を作成し、指定管理者へ提供している。

指定管理者は、その納入通知書の管理にあたり管理簿を作成しておらず、いつ何枚受け入れ、いつ何枚使用したかの記録はなく、実査日（令和 4 年 10 月 11 日）時点での残数も把握していなかった。

神戸市公印規則第 8 条第 1 項では、「一時、大量に公印の押印を必要とする文書その他の市長が必要があると認める文書は、公印の押印に代えて、その印影又はこれを伸縮したもの（以下「印影等」という。）を印刷することができる。」とされ、印影等の印刷をした文書の保管について、神戸市公印取扱規程第 5 条第 3 項では、「主管課の長は、印影等を印刷した文書の保管を厳正に行うとともに、常にその出納状況を明らかにし、毎年 1 回総務・文書改革担当課長に報告しなければならない。」と規定されている。

神戸市所管局は、管理簿を作成するなど常にその出納状況を明らかにするよう、その様式や手順を指定管理業務仕様書等で定め、指定管理者に順守させるべきである。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。